

令和 2 年 1 2 月 甲良町議会定例会会議録

令和 2 年 1 2 月 4 日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第61号 | 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第62号 | 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第63号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第64号 | 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第65号 | 甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第66号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第67号 | 甲良町用品調達基金に関する条例を廃止する条例 |
| 第10 | 議案第68号 | 甲良町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第69号 | 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて |
| 第12 | 議案第70号 | 彦根市犬上郡営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて |
| 第13 | 議案第71号 | 令和 2 年度甲良町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 第14 | 議案第72号 | 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第15 | 議案第73号 | 令和 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第16 | 発議第22号 | 町長の専決事項の指定についての一部改正について |
| 第17 | | 一般質問 |

◎会議に出席した議員（ 1 1 名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修

9 番 建 部 孝 夫
1 2 番 阪 東 佐智男

1 1 番 西 澤 伸 明

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長 野 瀬 喜久男
総 務 課 長 中 川 雅 博
会 計 管 理 者 宮 川 哲 郎
税 務 課 長 大 野 けい子
企画監理課長 北 坂 仁
住 民 課 長 小 林 千 春
保健福祉課長 中 村 康 之

教 育 長 松 田 嘉 一
教 育 次 長 福 原 猛
学校教育課長 藤 村 善 信
産 業 課 長 西 村 克 英
建設水道課長 村 岸 勉
人 権 課 長 丸 澤 俊 之
総務課主幹 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 中大路 愛

(午前 11 時 17 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は 11 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年 12 月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番 建部議員、11 番 西澤議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 8 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 8 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和 2 年 12 月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

それでは、本日、提案させていただきます案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第 61 号は、甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例であり、通知カードの発行手続が廃止になったことに伴い、別表第 2 の通知カードの再交付手数料の項を削除するものであります。

議案第 62 号は、甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であり、所得税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 63 号は、甲良町税条例の一部を改正する条例であり、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 64 号は、甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であり、個人所得課税の改正に伴い、被保険者に係る所得についての所要の改正を行うものであります。

議案第 65 号は、甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一

部を改正する条例であり、所得税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 66 号は、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であり、公平委員の報酬を 1 時間 1 万円とするものであります。

議案第 67 号は、甲良町用品調達基金に関する条例を廃止する条例であり、事務用品の在庫管理と発注及び支払い事務の簡素・効率化を図るため、廃止するものであります。

議案第 68 号は、甲良町課設置条例の一部を改正する条例で、機構改革に取り組むものであり、課の廃止・統合を行い、よりよい行政運営をめざすものであります。

議案第 69 号は、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につきまして、議決を求めることについて、一般廃棄物中継基地の設置に伴い規約の変更が伴うもので、関係地方公共団体が協議することにつき議決をお願いするものであります。

議案第 70 号は、彦根市犬上郡宮林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて、事務所変更に伴い、規約の一部改正を行うことについて構成団体が協議することにつき議決をお願いするものであります。

議案第 71 号は、令和 2 年度一般会計補正予算（第 8 号）で、3,086 万 5,000 円を減額いたし、総額を 51 億 5,560 万 9,000 円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入では財政調整基金繰入金 2,992 万 4,000 円、特別交付税 2,000 万円、県支出金 805 万 5,000 円を追加をいたし、住宅新築資金会計繰入金 7,629 万 6,000 円を減額するものであります。

歳出では、社会福祉費で自立支援介護等給付費負担金 293 万 7,000 円、農業費で近江牛事業継続素牛導入事業補助金 50 万円、商工費で戦国観光キャンペーン協賛事業委託 377 万円、住宅費で改良住宅切離し補償 240 万円を追加をいたし、社会福祉費で障害者福祉計画策定業務委託 200 万円、保健衛生費で妊婦健康診査事業委託 200 万円、住宅費で弁護士業務委託 450 万円、住宅新築資金会計事務費繰出 1,646 万 2,000 円、消防費で町総合防災マップ作成業務委託 130 万円を減額するものであります。

議案第 72 号は、令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）で、1,289 万 8,000 円を追加し、総額を 9 億 2,967 万 3,000 円とするものであります。

主な内容としたしましては、歳入では、現年度分介護給付費負担金 300 万円、現年度分介護給付費交付金 405 万円を追加するものであります。

歳出では、居宅介護サービス給付費負担金 1,140 万円、特定入所者介護サービス費負担金 170 万円を追加するものであります。

議案第 73 号は、令和 2 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）で、9,275 万 8,000 円を減額いたし、総額を 2,003 万円とするものであります。

主な補正内容としたしましては、歳入では、事務費繰入金 1,646 万 2,000 円、諸収入で 4,870 万 6,000 円、違約金および延滞利息 2,759 万円を減額するものであります。

歳出では、弁護士業務委託 1,650 万円、一般会計繰出金 7,629 万 6,000 円を減額するものであります。

再議第 10 号は、さきの第 8 回甲良町議会臨時会において議決されました発議第 21 号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について異議がありますので、地方自治法第 176 条第 4 項の規定に基づき、再議に付するものであります。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 次に、日程第 3 議案第 61 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第 61 号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。

令和 2 年 12 月 4 日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**小林住民課長** それでは、議案第 61 号についてご説明申し上げます。1 枚おめくりいただきます。

甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。甲良町手数料徴収条例、昭和 51 年条例第 7 号の一部を次のとおり改正する。

別表第 2 通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）の項を削る。

付則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第4 議案第62号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第62号 甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。1ページをおめくりください。

この条例は、令和2年度税制改正における地方税法の改正により、地方税における延滞金および還付加算金の割合の見直しが行われました。それに併せ、用語の文言の修正もございましたので、改正させていただきます。

それでは、甲良町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

付則第2条中「各年の」の次に「延滞金」を、「特例基準割合（」の次に「平均貸付割合」を加え、「当該年の前年に」を「（」に改め、「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、「により」を「する平均貸付割合という。）」に改め、「告示された割合」および「の（以下

この項において、「特別基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、「における」の次に「延滞金」を、「当該」の次に「延滞金」を加えるものでございます。

付則。施行期日、1、この条例は令和3年1月1日から施行する。

経過措置、2、第2条の規定による改正後の甲良町後期高齢者医療に関する条例付則第2条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 確認ですが、後期高齢者の医療制度そのものが変更になるというものではないと思われませんが、上位のそれぞれの法律、それから文言が整理されたことによる今回の条例改正と見ていいんでしょうか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 大きく制度の改正にわたるものではなく、先ほどおっしゃいましたとおり、特例基準割合が延滞金特例基準割合という文言の修正が1カ所ございます。あともう1カ所は、今までの租税のときの措置法の告示された割合というものがございましたが、それが今度、平均貸付割合ということで、利息の部分の部分を少し下げた形での改正になっておりますので、その部分は1点、変更になっております。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第5 議案第63号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第63号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、議案第63号甲良町税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

令和2年度までの交付についての改正を行うものです。ひとり親に対する町民税の非課税及び所得控除の措置、延滞金還付加算金の割合の改正、法人税申告納付についての改正に伴う条例の整備、新型コロナウイルス感染症特例に関する改正などがございます。

その主な改正の概要をご説明します。新旧対照表をお願いします。3ページです。

第24条、個人の町民税の非課税の範囲でございます。非課税措置についてです。町民税の関係でございます。「寡夫」の文言を除き、「ひとり親」に改め、非課税の該当所得金額を訂正します。

次に、6ページをお願いします。

第34条の2、所得控除について、「ひとり親」を加え、控除対象者の合計所得を2,500万円以下とするもの。

次の第34条の6、調整控除についても、同じく控除対象者の合計所得を2,500万円以下とするものです。

施行日は、令和3年1月1日でございます。

それでは、16ページをお願いします。

第94条、たばこ税の課税標準です。第94条、たばこ税の課税標準について、1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこの紙巻きたばこへの換算方法について、軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本で換算します。

施行日は、令和3年10月1日でございます。

次に、19ページをお願いします。

付則の第16条でございます。軽自動車税の種別割の税率の特例について、軽自動車税の税率の特例について、対象となる種別を電気自動車などと対象年度についての規定についてです。

21ページをお願いします。

付則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例

です。新型コロナウイルス感染症に特例関連に係るもので、寄付金の控除の特例でございます。所得割の納税義務者がその指定行事について中止もしくは延期などにより生じた当該行事の入場料、参加料など、その対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の入場料金請求権を放棄した場合の寄付金控除に係る所要の改正でございます。

同じく 21 ページ。付則第 25 条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例です。24 条と同じく特例法の規定による改正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅建築の遅延などにより、令和 2 年 12 月 31 日までに居住の用に供することができなかった場合について、住宅ローン控除期間の延期に係る所要の改正でございます。施行日は、令和 3 年 1 月 1 日でございます。

そのほか、租税特別措置法、所得税法の延滞金等の改正に伴う規定の整備、その他、地方税法の規定による条項のずれによる規定の整備でございます。

改め文の 5 ページをお願いします。

付則です。施行日について、この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行いたします。ただし、1 号は令和 3 年 10 月 1 日、2 号は令和 3 年 4 月 1 日、3 号は令和 4 年 4 月 1 日が施行日となっております。

そのほか、2 条では延滞金に関する経過措置、3 条では町民税に関する経過措置、4 条では法人税に関する経過措置。

次のページ、第 5 条では町たばこ税に関する経過措置、第 6 条では軽自動車税に関する経過措置を定めています。

以上、よろしくお願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 63 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 63 号は可決されました。

次に、日程第 6 議案第 64 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第64号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、議案第64号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

個人の所得課税の改正に伴い、国保税の負担水準に関して、被保険者に係る所得割の規定について所要の改定を行います。

新旧対照表をお願いいたします。

第23条、国民健康保険税の減額についてです。1号から3号まで、軽減判定基準について改正をいたします。基礎控除額をそれぞれ33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者、公的年金受給者の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。判定所得についての改正です。

2項では、65歳以上の公的年金受給者については当分の間、15万円の控除が足され、基礎控除額相当額は125万円とするものです。

付則です。この条例は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度以降の国民健康保険税について適用いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 確認ですけれども、この条例改正に基づいて軽減される、全協で資料が提出されました資料ナンバー2です。それで、2ページ、3ページのところで控除の金額が増えること、そして、それによって判定の見直しによる影響で7割減、5割減、2割減のそれぞれの世帯がこういうように増えると。この見直しによって、改めて減少する件数と状況を説明いただきたいと思います。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 全協のときの資料でお渡しさせていただいたものからです。

7割軽減世帯では、11世帯が増えます。5割軽減世帯では、6世帯が増えます。2割軽減世帯では、7世帯が増えます。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第7 議案第65号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第65号 甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○大野税務課長 それでは、議案第65号 甲良町督促手数料および延滞金徴収等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

所得税法、地方税法の改正に併せ、この条例を改正します。さきの議案第62号と同様の改正となります。

新旧対照表をお願いいたします。

付則の第3です。延滞金の割合の特例について、3行目、特例基準割合から延滞金特例基準割合へ用語の見直しと、その特例基準割合について規定に基づき告示された割合を平均貸付割合に変更します。

付則です。この条例は令和3年1月1日から施行し、施行日以降の期間に対応する延滞金について適用いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第65号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第65号は可決されました。
次に、日程第8 議案第66号を議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○**橋本事務局長** 議案第66号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
令和2年12月4日。
甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。
企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** それでは、議案第66号甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別表の公平委員の項中の日額5,000円を1時間1万円と改めるものでございます。

付則として、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に在職します公平委員におきましては、この条例の別表の規定を適用せず、改正前のこの条例の規定の効力を有するというもので、現在の現職さんについてはこのままの5,000円ということになります。

以上でございます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
西澤議員。

○**西澤議員** 経過措置のところ、現職は適用せずというのを付則で改めて述

べているということですから、全協でも説明がありました。いわゆる弁護士等の専門職を任用していくという見通しというか、計画がされていると思うんですが、専門職を任用していく、就任をしていただくという方向については、もう大体３人の任用については見通しがついてきている、ないしは接触をして要請をしているところ、現状はどういう状況なんでしょうか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 ３年４月１日で、この条例を施行させていただきます。今、３人の委員さんがおられまして、１人の委員さんが３月３１日までの任期でございます。それ以外のお二人につきましては、来年度の任期ということになりますので、徐々に交代ということになると考えております。４月１日からの委員さんにつきましては、今度の３月議会でもお願いするという思いでおります。弁護士さんでございます。

以上です。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、１人は３月３１日で任期が来る、そして、２人は現職で残ると。そうすると、報酬の差は維持されて、専門職は１時間１万円、それから現職の方で継続される方は今の報酬でいくということで、差を生じて４月１日から始まるということでもいいんですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 そのようになります。

○阪東議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第６６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第６６号は可決されました。

次に、日程第９ 議案第６７号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第67号 甲良町用品調達基金に関する条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○宮川会計管理者 それでは、私の方から上程理由を申し上げさせていただきます。

当時の議事録からの文言を引用しながら説明させていただきますと、本条例制定時の昭和48年当時、オイルショックがあった時期は非常に経済社会の変動が激しく、本町の事務用品をいかに調達するかということが大きな問題になりつつある時代であり、運営を円滑に行うためにどうすべきかという考えの下で基金が設立されたようです。

しかしながら、近年は小口発送の発達により、小さな単位でも安価に用品の発注ができるようになり、存在意義が希薄になっております。よって、余剰在庫の解消および事務の軽減を図りたいと考え、本条例の廃止を上程いたしました。

今後、用品基金で購入した物品につきましては、原課が直接、業者より購入し、財務規則等を遵守し事務を進めてまいります。

それでは、改め文をご覧ください。

甲良町用品調達基金に関する条例を廃止する条例。甲良町用品調達基金に関する条例は廃止する。

付則。施行期日、1、この条例は令和3年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行の日の前日にこの条例による廃止前の甲良町用品調達基金に関する条例の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、施行日において甲良町一般会計に帰属するものとする。よろしく願いいたします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これは確認になるかと思いますが、この改め文の中に、属していた現金というのがあります。決算書にもこの調達基金の残高が示されておきませんので、ゼロなんだと思いますが、改めて確認の状況はどうなんでしょうか。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 決算の方では、300万円を基金として積み立てていると

ということです、残金ということではありません。それを資金運用として使わせていただいておりますので、1年間でその300万円の中で運用させていただいておりますので、残金につきましては、そのまま300万円となるような基金の積立てをするようにということになっておりますので、そのような形で行っております。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第10 議案第68号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第68号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第68号 甲良町の課設置条例の一部を改正する条例であります。改正理由につきましては、組織体制のスリム化と財産管理の一元化を理由に一部改正をするものであります。

改め文をお願いします。甲良町課設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「住民課」を「住民人権課」に改め、「人権課」「長寺地域総合センター」および「呉竹地域総合センター」を削る。

第3条中「住民課」を「住民人権課」に改め、同項に次の4号を加える。

9号、人権政策に関すること、10号、男女共同参画社会づくりに関すること、11号、長寺地域総合センターに関すること、12号、呉竹地域総合セ

ンターに関すること。

第3条建設水道課の項に次の3号を加えるということで、11号で住環境事業の連絡調整に関すること。12号で、住宅新築資金等貸付事業に関すること、13号で公営・改良住宅の管理運営に関すること。

第3条、人権課の項から呉竹地域総合センターの項までを削る。

付則。この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上であります。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でも議論になりましたけども、改めて確認の意味もありますので、尋ねておきます。

1つは、総務課の陣容が大変大きくなりますし、重要な財産管理係がここに入ってきます。一定の規模の自治体ですと、財政係という、どう言いますかね、聞こえは大変軽い聞こえですけども、内容としては大変重要で、財務部ないしは財務課があるぐらいですから、そういう点では大事な点です。それで、総務課がこの陣容を管理監督、指導をしていくということになりますので、総務課に配置される職員の人数は、まだ全体像が定かではないと思いますけども、大体のところ、現在これだけの人数を、今現在、収容できる場所自体も執務室が大変狭いですから、そういうこともありますけども、陣容をどの程度、考えているのかというのを示していただきたいと思います。それが、1つです。

それから、もう1つは住民課の中に人権課の取り組んできた庶務が入ってまいります。人権課が担当していた財産や住宅に関わることをこういうように移したことについては賛同できるものです。それと併せて、住民課で呉竹センター、それから長寺センターに関わることを庶務規則の中に入れてくるわけですけども、その中にそういう役割として保健福祉、それから教育文化、就労対策というので、つまり町民全体に関わることもセンターの業務として取り組んでいくという仕組みになっていくわけですけども、その考え方ですね、経過的な措置だと今回いうように思いますが、基本的には各同和問題でずっと抱えてきた地域センターを解消して、一般施策に充実させていくという方向が非常に大きく流れになっていますし、いやまだまだ課題が残っているから、センターは残して、そこに特別な手当てをしていく必要が生じているというのも事実だろうと思いますが、その施策の展開をする上での元になった考え、それも経過措置で今回こういう提案になる、そして二重にセンターとして住民に関わるいろんな福祉施策なども充実をさせるという狙いがあるのか。その辺、2つ、説明をお願いします。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 2つ質問いただきましたので、1つ目は私の方から説明をさせていただきます。

人権課の業務を3つの課に振り分けるということですので、本来、人権課の業務は5人ぐらいの人員が要るやろということで想定をしていますので、それを3つの課に分けるということで、一応、総務課に2名、財産係に対応するのに2名、あと建設水道課の方で新築資金なりの業務が行きますので2名、あと人権施策として住民課に行きますので、住民課に1名増員というふうなイメージは持っていますが、今、並行して事務事業の見直しもしていますので、それも併せて最終人員が決まるものやとは思っています。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 後段の地域総合センターの所掌の問題でございます。庶務規則のセンターの分掌事務は従前と何ら変わったところはございません。保健福祉、教育、就労、人権啓発。今まで、人権課が地域総合センターに関することという所掌で、両センターの連絡調整という機能があったんですが、従来、住民課に人権施策のポジションがありますので、そこへ統合することによって、さらに人権施策を向上させていくということには変わりません。そして、甲良町には人権擁護条例、それからもう1つ、人権施策基本方針がございますので、その方針にのっとって人権施策をやっていきたい。甲良町の2つの柱としては、人権尊重のまちづくりというのは大きな柱でありますので、それに基づいて連絡調整。

それから、センターは従前、課長職でありましたので、課長同列で越権業務という、課と課を越えて所掌事務をというそんなことでありましたが、大きくは住民人権課がセンターを掌握する、連絡調整をする。そして、コロナの個人給付の事業でもありましたように、各課が業務を助け合うということも日常やっておりますので、私の町長部局になりますけど、教育という面では教育委員会との連携も十分やっていかなければなりませんので、併せて今後、関係課の連携という面では充実、強化をさせていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第69号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第69号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて。

地方自治法第286条、第1項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い、彦根愛知犬上広域行政組合規約を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第69号について、ご説明申し上げます。

令和3年3月31日をもちまして中山投棄場が閉鎖された後、令和3年4月1日から新たに一般廃棄物中継基地が設置されることに伴い、組合規約の一部を変更することについて、ご協議いただくために提案させていただいております。

それでは、1ページおめくりください。

彦根愛知犬上広域行政組合規約の一部を改正する規約。彦根愛知犬上広域行政組合規約の一部を次のように改正する。

第3条表中「(4)一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する事務」を加える。

第12条第2項に次の1号を加える。(5)一般廃棄物中継施設の設置および管理運営に関する経費、均等割、人口割および利用割。

付則。この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 いわゆる燃えないごみのことだというように思いますが、中山投棄場のそしてその期限が来たということで、中継となっています。中継ですから、あくまで中継です。最終に埋め立てられるという場所はどこに、今現在なるのか、改めて確認しておきます。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 まず、中継基地の方が愛荘町の下八木のところになりますが、場所としては東近江市領域にございます。そこでいったん中継させていただいた後、三重の方へ運ばせていただいて、三重中央開発の方でまた最終処分場という形で処理を行う予定でございます。

○阪東議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 ということは、今のところまだ、新たな昔からある荒神山の最終処分地が終わり、中山投棄場に代わりましたよね。その後の最終処分地というのは、まだ全然予定もない、今までどおりの状態で、しばらくは愛荘町さんの消防署の横だと思うんですが、そこに中継します、今までどおりから、三重の最終処分地に運ぶ。もうそれしかもう今のところはないという判断でよろしいですか。

○阪東議長 住民課長。

○小林住民課長 そのとおりです。今のところ、最終処分をこの圏域の中で行うということの結論は出ておりません。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第69号は可決されました。

次に、日程第12 議案第70号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第70号 彦根市犬上郡営林組合規約の変更に関する協議につき議決を求めることについて。

地方自治法第286条第2項の規定により、彦根市犬上郡営林組合規約を変更することについて、別紙のとおり構成団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第70号です。まず、規約の改正等の趣旨であります、彦根市犬上郡営林組合においては、多賀町内の山林の一部の管理等を行っています。近年、材木価格の低迷によって、伐採木の売払いによる収入が十分に得られていない状況にあることから、効率的な運営を図るために、彦根市犬上郡営林組合と同様に彦根市、多賀町、甲良町および豊郷町で構成しています多賀町内の山林の一部の管理等を行う大滝山林組合の事務所内に事務所を移転するものであります。

規約の方をお願いします。彦根市犬上郡営林組合規約の一部を次のように改正する。

第4条中「滋賀県彦根市元町4番2号」を「滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾1586番地の4」に改める。

付則。この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上であります。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第70号は可決されました。

次に、日程第13 議案第71号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第71号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第71号を説明します。補正予算書の裏面の方をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3,086万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,560万9,000円にするものであります。

次のページの第1表をお願いします。

歳入歳出予算補正であります。歳入の部、10款地方交付税、補正額2,000万円、14款国庫支出金777万円の減、15款県支出金805万5,000円、16款財産収入725万2,000円、18款繰入金4,360万2,000円の減、20款諸収入450万円の減、21款町債1,030万円の減で、歳入合計が3,086万5,000円の減額です。

次のページをお願いします。

次が、歳出の部であります。2款総務費2,090万2,000円の減、3款民生費1,121万9,000円、4款衛生費669万7,000円の減、6款農林水産業費216万1,000円、7款商工費322万円、8款土木費2,744万4,000円の減、9款消防費119万円の減です。

次のページで、10款教育費876万8,000円。歳出合計が、歳入合計と同額であります。

次のページをお願いします。

第2表、地方債の補正であります。変更であります。地方道路等整備事業債で170万円の減額で、補正後を2,500万円にするものであります。次に、学校教育施設等整備事業債で860万円の減額で、補正後を5,110万円にするものであります。

以上であります。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 何点か説明をお願いします。1つは、説明書の中の11ページです。ふるさと納税の発送の業務委託が1,100万円減額になっています。理由があるだろうと思いますので、見込みより少ない状況だったのか、その辺の理由の説明をいただければありがたいです。

もう1つは、この11ページの一番下、弁護士相談料、公平委員会です。公平委員の報酬が、弁護士さん等については1万円に引き上がりました。ここで弁護士の相談が4万4,000円出ているわけですが、何らかまとめの報告書を作成するにあたっての相談をされた事例かなと思いますが、この理由を説明いただきたいと思います。

それから、それと関連をしまして、弁護士への業務委託、これは全協でも

説明がありましたが、17ページですね。450万円減額になっています。
その説明。

それから、もう1つ、16ページに戻って、近江牛に関連する、これは新型コロナウイルスの感染に関わっての事業の充実だと思いますが、待ち望んでおられた方がおられました。その点で対応されたんだと思いますが、その説明。そ
うですね、よろしくお願いします。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** ふるさと納税の準備業務委託でございます。これは、ふるさと納税の全体の金額が見込みよりも下がっているというところでお見込みのとおりでございます。

また、公平委員会の弁護士の相談料でございます。これは、今年度の分でございます。今、抱えております案件がございますので、その相談料ということをお願いするものでございます。お見込みのとおりでございます。

○**阪東議長** 産業課長。

○**西村産業課長** 歳出16ページの近江牛の関係の説明をさせていただきます。西澤議員のおっしゃるとおりでございます。町内で唯一、牧場を持たれている事業所に対しての新型コロナ関連の影響を受けられたことによる支援を行うものでございます。

まず1つ目の近江牛事業継続素牛導入事業補助金につきましては、近江牛の枝肉取引価格が急落し、肉用牛肥育経営は非常に厳しいというところから、その肥育素牛または繁殖素牛の導入費に対して、1頭当たり10万円、最高50万円の支援をするというもので、50万円の予算を計上させていただいております。

同じく、肉用牛肥育経営安定交付金の緊急追加補填事業補助金につきましては、同じく新型コロナウイルスの関係で、外食産業が打撃を受けた、同じく近江牛を飼育されている牧場の事業主さんが受けた影響が大きいということから、その収入減少に対して、標準的な収支の計算がありますが、まずはマルキン制度での補償が9割されます。残りの1割のうちの4分の1を、町がこの事業での補助金ということで出させていただきます。残り4分の1は、滋賀県の補助制度によって支援を受けられるというものでございます。

以上です。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 17ページ、土木費、住宅費、住宅管理費の委託料について説明します。

450万円減額しておりますが、こちらについては、今年度、公営住宅、改良住宅の明渡し業務、債権回収業務の委託を予定しておりました。平成3

1 年度の委託分の成功報酬支払いもこの中には見込まれていましたが、平成 3 1 年度の事件が今年度中には解決しないという部分が削減したところで、当初は今年度 1 0 件程度、弁護士委託をして明渡し請求等を進めていこうと考えておりましたが、自前の取組でほとんどが解決しそうなところですから、弁護士費用が要らなくなったという部分で減額です。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、1 7 ページに関連しますが、今年度は減額になりますけれども、継続しますので、成功報酬が後に年度を越えて発生する見込みは十分あり得るということなんですか。

○阪東議長 人権課長。

○丸澤人権課長 住宅の方は、成功報酬がそれほど上がらないんですけれども、明渡しの報酬が今の契約ですと 1 件 2 0 万円になっています。金銭的な給付の場合は、最低ラインで 1 6 % です。この部分については、債務負担行為を昨年 3 月にお願いしておりましたもので、5 年間の債務負担行為を起こさせてもらっていますから、いずれかのタイミングで補正予算で対応したいと考えております。総額は、3 件お願いしているので、多くても 1 0 0 万円ぐらいになるかなという見込みです。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 1 4 議案第 7 2 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 7 2 号 令和 2 年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 4 日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 議案第 7 2 号について、説明を申し上げます。補正予算書の裏面をお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 2 8 9 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の総額を 9 億 2, 9 6 7 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

1 ページ、第 1 表をお願いいたします。

歳入でございます。3款国庫支出金、補正額526万9,000円、4款支払基金交付金405万円、5款県支出金187万4,000円、7款繰入金170万5,000円。補正額合計1,289万8,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、758万円、2款保険給付費、補正額1,500万円、7款予備費286万円の減額でございます。補正額合計1,289万8,000円で、歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第73号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第73号 令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和2年12月4日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**丸澤人権課長** 予算書の裏面をお願いします。

令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)です。令和2年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,275万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,003万円とする。

次のページをご覧ください。

歳入。繰入金、補正前の額2,614万6,000円、補正額マイナス1,646万2,000円。諸収入、補正前の額8,341万7,000円、補正額マイナス7,629万6,000円。合計、補正前の額1億1,278万8,000円、補正額マイナス9,275万8,000円でございます。

ページをおめくりいただき、裏面をお願いします。

歳出。総務費、補正前の額2,937万円、補正額マイナス1,646万

2, 000円、諸支出金、補正前の額8, 341万7, 000円、補正額マイナス7, 629万6, 000円。歳出合計、補正前の額1億1, 278万8, 000円、補正額マイナス9, 275万8, 000円で、歳入歳出ともに同額でございます。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 発議第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第22号。

令和2年12月4日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部孝夫。

賛成者 岡田隆行。

町長の専決事項の指定についての一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により提出します。

○阪東議長 本案については、建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 町長の専決事項の指定についての一部改正でございますが、この第3項中のところでございます。「調停」の次に「のうち、その目的の価格が300万円以下の金額、債権にかかるもの」を加えるというところでございますが、これは平成25年12月議会、今から7年前でございますが、行政からの依頼で新築資金等の貸付に係る債権処理に関わって、この文言のうちの部分を削ったという経過がございます。それを、もう今、その必要もなくなってきたというので元に戻すという改正でございます。この指定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。よろしくお願いします。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第22号は可決されました。

ここで、昼の休憩とします。再開は13時45分としたいと思います。よろしく願います。

(午後 0時25分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

○**阪東議長** 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第17 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中であれば、多少、延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○**丸山議員** ちょっと私事でございますが、後の時間が混んでいますので、これから一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに関する事業者向けの支援策について問います。①各市町でもう既に、県からの予算、助成金の別に各市町からはいろんなあれがされている中、甲良町としてこれから、最近ではちょっとすいません、竜王町か日野町がどっちか忘れたけど、最近また補正を組んでやっているところもあると聞いているんですが、産業課長、この辺はどのように、今後、思っておりますか。

○**阪東議長** 産業課長。

○**西村産業課長** コロナの支援につきましては、産業課としましてこれまで収入減少というところで、収入減少やけど事業継続していただきたいというところから、いわゆる国の持続化給付金に連動した形で、国は50%以上の収入減少への支援金となっていますが、その下を最低5%以上の収入減少であれば、何らかの支援をしていると。5%以上やったら10万円、それから20%を超える収入減少は15万円という形で、支援の制度をつくっているところでございます。

○**阪東議長** 丸山議員。

○丸山議員 産業課長、私が尋ねているのは、要はこの他の市町では既にこの滋賀県がやっている助成金は、もちろん滋賀県から出したことに関して、他の市町が既にやっているんですよね。要はエアコンの買換えとか空気清浄機、そういう中小企業、個人事業者にしても、そういうことの支援を求めているわけであって、今、甲良町としてはやっていませんよね。だから、今、急に言うてもあれなので、急にというかこれだけコロナが、どこの市町でもここまで長引くとは多分、想定はしていなかったと思うんですよね。ところが今、まだまだ第2波、第3波。このままいくと4波まで行くような勢いで、止まるところありませんよね、今。だから、そういう意味合いもあって、甲良の町としてもやっぱりやってあげていただきたいわけなんです。だから、この辺を産業課としては、近隣の市町での連携というか、何か意見を聞いていただいたことなんか、そんなんは全くないんですか。

○阪東議長 産業課長。

○西村産業課長 失礼しました。新しい生活様式という部分で、近隣では彦根が早くにやられているということで、あと愛荘と多賀さんの方で、県の10万円に加算して5万円という形で実施されております。豊郷町では、もう50件ぐらいの申請があったということを聞いていますし、滋賀県のこの制度の方でも、甲良町として何件申請が出ているのかというのを確認しましたところ、約200件の申請が出ているということ。それから、ちなみになんです、この滋賀県の制度が11月末まででしたところを延長して12月25日までにされていると。甲良町の件数が非常に大きかったということもありますので、甲良町としてアフターコロナ対策、こちらの方も検討していきたいというふうに考えておりますので、ちょっと予算を上げる時期等もございますし、一応、会計年度は3月末なので、その中でそういう申請手続、対応できるときの予算の提案を今後、調整したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 そのように今、聞いて分かるんですが、これからもやっぱり町内業者、もちろん中小企業、個人事業者にしても、こういう制度をやっぱり、言葉は悪いですが、いいことはまねする。やっぱりいち早く甲良の町もその流れに乗っていかないかんと思うんですよ。だから今もう用意を考えているだけでなしに、やっぱりこれを今後、甲良の町も前を向いて絶対進めていくという答えをいただきたいけど、その辺はどのように考えておりますか。

○阪東議長 産業課長。

○西村産業課長 当然、コロナがまだ終息するよりも増えているという状況もありますので、できる限り町長とも相談しながら、予算措置に向けては考え

ていきたいと思います。

○阪東議長 丸山議員。

○丸山議員 そういう感じで、コロナが終息というか、もうどんどんまた増えている、大阪では赤いランプが点灯しているというぐらいの、かなりの危険度まで来ている中でありますので、やっぱりこういうことを近隣のまねをするというとおかしいんですが、やっぱりいいことを先に進めていってあげたい。だから、甲良の事業者に関しても、やっぱりいい声で、このコロナのせいで倒産したとか、そういうのを聞きたくないというか、そういうのに向けてやっぱり出せるところは出してあげて、事務所とかのそういう関係の空気清浄機、空調、入替え、そんなのをしていってでも、やっぱりどんどん生き残っていただかなあかんというところでありまして。これ今、今年はまだ、この3月の当初予算に、どこの市町もここまでひどくなると思っていなかったもので、多分、予算化はもう皆、組み直ししていると思うんですが、やっぱり今の状態でいくと、まだ薬とかワクチンも何か聞いているところによると、来年の夏ぐらいまでなんか日本に入ってくるのは、ひょっとしたらオリンピックに間に合わないのではないかというぐらいのことを聞いていて、今やっている途中で、そういう中で今は今年は何とかかんとか当初予算を組んでいるので、何とか事業を進めているところは進んでいると思うんですけど、こんだけ予算を使うと、令和3年度の予算として大分いろんな意味では削られてくると思うんですよね。使い過ぎているとか、そういうような問題がある。そういった中で、こういう業者を大切に見てあげてほしいということで前向きに、これも町長にお願いであります、これからの甲良のまちの事業者が生き残っていかないかんと思いますので、その辺どうか予算組替えをよろしくお願いしたいと思います。

次に、学校給食についての方に入りたいと思います。学校給食が冷たくておいしくない、これは子どもの意見であります、どうしても学校給食が彦根学校給食となってから、来る距離も遠いし、作る数も半端じゃないので、早めに作って、もちろん保温のあれで持ってきているのは分かるんですが、やっぱり時間が。幾ら保温というても、全く冷たいと言わんのですが、やっぱりぬるい。例えばみそ汁1杯でも、熱いのがおいしに決まっていますよね。それが変に中途半端にぬるいとやっぱりおいしくない。そういうようなことをちょっと聞きましたので、何とか対策を考えていただけないかなというちょっと声を聞きましたので。

それプラス、やっぱり今まで甲良での学校給食に関しては近かったし、人数も町内だけですので、やっぱりぎりぎり、時間的に言うと11時ぐらいかな、私の子どものときだったら。給食の運転手さんとおばちゃんが持ってきて

てくれて、その時間からしたら、食べる時間までそないに時間があかへんの
で、やっぱりぬくいものはぬくい、冷たいものは冷たく食べられるという思い
がありましたので、そのこのところ、ちょっと何とか一遍考えていただけない
かなと。

3年ぐらい前かな、大雪のときも給食センターの車が動けない、給食が運
べないと、そういう事例も確か3年前の大雪のときにあったと思うんですよ。
だから、もうそれはそこまでして、動けないときはもうしょうがないとして
も、あのときも学校給食が止まるということもありましたので、今後、少し
でもおいしく食べていただきたい。また、子どもが帰ってからお母さん、お
腹すいたと。やっぱりお母さんにしたら、学校は給食が出ているのに、なぜ
そんなに腹が減ったと帰ってくるのかと、わけを聞くとそんな感じ。それを
また深く子どもに聞くと、お母さん方が。給食を出されて食べない子どもは
おいしくないから食べない。それをまた学校の先生が、何で食べへんのやと
いうて、無理やりとは言いませんけど、やっぱり残したらあかんよと言う。
それは、当然なことなんですよね。子どもに教えるにしても、やっぱり給食
は食べなあかん、それを残すのはおかしいという判断やからいいんですが、
給食を残す原因としてはやっぱりおいしくないのもあるんですが、それをま
た先生方も、私は直接、子どもにそこは接していないので何ですが、やは
り無理やりというか、残したらあかんという教育はいいと思うんですが、そ
の理由を子どもたちに聞いてあげてほしいと思うんですが、その辺ちょっと
お願いします。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 学校給食がおいしくないという話の中で、以前からそういう
話がありました。ただ、ここ数年は以前と比べて味の方も変わってきている
ということは聞いております。今、質問されている内容につきまして、冷め
ておいしくないということなんですが、学校の方に確認したところ、確かに
給食を保温庫に入れて持ってきます。その中で現在、コロナ禍の関係で消毒
等を行いながら給食の準備の方をするんですが、やはりその関係で保温庫か
ら給食を出すタイミングがちょっと早くなっているそうです。時期的なもの
もあって、今はちょっと冬で寒いので、給食が冷めているのも事実だそうで
す。ただ、冷たくで食えないというまではいっていないんですが、そのよう
な声があるということは、子どもらもそういうふうに感じているんだろうな
と思うんですが。

対策としては、保温庫から出すタイミングをずらすこと、遅らせることで、
多少なりの保温効果というのはあるのかなと思うんですが、やっぱり教育委
員会といたしましては、子どもの安全を第一に考えて準備の方を行ってい

たいと思います。ただ、残食についても、残さないようにという指導はしてくれているんですが、これも以前、議会の中で答弁させてもらったんですが、やっぱり今、丸山議員が言うてくれるように、子どもが好きなもの、嫌いなもの、それもあかんのですけど、子どもに聞きながらその辺は指導の方をしていってくれているというのは以前にも聞いていますので、今後、また、学校給食の方とも協議しながら、ちょっとでもというような感じで、話はしていきたいと思います。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** ありがとうございます。そういった中で、子どもたちも好き嫌いはなくしていかなあかんので、これが食べられない、これが好きだとそんな勝手なことはいかんので、それプラスやっぱり出されたものを食べると、その方向にももちろん進めていかなあかんというのは分かります。味の方は前も言いましたけど、味の方は確かにそれなりに、それなりにという言葉は失礼なんですけど、今までの濃過ぎたのかな、地元で作っていたのが。そういうところもあったかもしれません。けれども、彦根学校給食となってからは、彦根市、甲良町、豊郷町。甲良だけが味を濃くしてというのは、それは無理な話ですので、それはやっぱりそれなりに慣れていってもらわなあかんというのと、やっぱり甲良としては、元々、味が濃い、子どものときから私らもそうなんですけれども、そうやって育っているもので、それはもう無理としても、早めに作って数をさばかないかんというのはよく分かるんですが、そのところ、保温の状態、これからよろしく願いしておきたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**阪東議長** 丸山議員の一般質問が終わりました。

次に、9番 建部議員の一般質問を許します。

9番 建部議員。

○**建部議員** 早速、質問を始めます。私がこの一般質問の通告を出したのが、実は事情があって先月11月12日に出しているんです。その頃は、このコロナの第2波から第3波というのがちょっと言われている時期でした。まさに今、第3波に突入して、そして今日また朝、町長からの報告で甲良町内から1人の感染者が出た。計6人になったわけですが、非常にコロナも緊迫した状況が続いております。

その中で前々から提起していました件について、今日は再度の確認をいたします。まず1つ、町民の生活支援、また経済復興、回復支援策。そして、町税等の10%軽減措置をとるという提案をしてきました。最初の提起をしたときには、町長は「建部議員は税等に精通している。十分検討させていただきたい」と、非常に期待を持たせていただけるような答弁がありました。そし

て、今度は、この前の9月議会では駄目だという、その理由はありました。税の軽減をするためには、システム改修もしなければならないし、本税だけでも町税で8,000万円の費用が要ると。そして、国保税、介護保険税、そこに一般会計からの繰入れは無理であるということから、この事業についてはできないと、断念しますというのが、前の答弁でした。

そこで再度、私が今日上げているのは、確かに町単独で、実はこれは町税等で、特に私は町民税と固定資産税を言っているんですが、軽自動車税は言っていないんです。最初、出しましたけど、2回目はそれを下げました。理由は、軽自動車税は年間約3,000万円ほどの税収であります。その1割、300万円ですが、ただちょっとそこで考えてみると、家には軽自動車はない、でも普通車はあるんですよ。同じ自動車で軽自動車税だけ10%軽減、ちょっと普通車しかない家庭からすれば、何か不公平感があるなど。そこへ来て、税収も3,000万円。仮に軽減しても300万円という額ですので、これはやはり断念して、町民税、それも個人、固定資産税と考えたんですが、その税が約7,100万円。その10%を軽減してですが。税収そのもの、これはまだ今年度の分については、収入見込みというのはまだちょっと立ちませんので、昨年の決算から拾いました。それによると、7億1,000万円というのが、町民税と固定資産税の税収になります。それで、システム改修を合わせて8,000万円ということになっている。

ただ、そのときに国民健康保険税と介護保険税については、町長から一般会計から繰入れはできないということ。それで見てみますと、国民健康保険税で約1,400万円、要は10%が。税収でいくと1億4,000万円、介護保険は税収で1億8,000万円、それでもって10%、1,800万円。それぞれ合わせると、実は約11億円ぐらいになって、軽減からすると1億1,000万円の軽減金額になる。それだけの町費単独の費用でもってできるかという、私も確かに無理だという部分は感じます。そこで、町長、やはりこの私の提案した税の10%軽減はできないということの確認をしたいんですが、どうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 当初の質問から振り返っていただきまして、冒頭、期待を持たすようなという発言がありました。その後、数値で検証いただきましたとおりでございますが、内部で税務課長の試算を元に、令和2年度の調定予算額を元に試算をした数字は、今、建部議員がおっしゃったとおりであります。町民税で10%減免をしたときの年税額の1年間の10%減額でいきますと、町民税で2,336万円、固定資産税で4,486万円。それから、国民健康保険税で1,473万円、介護保険税で1,800万円。それから、シス

テム改修費が730万円。それから、事務費として140万円。合計の金額で、1億965万円、約1億1,000万円という試算数値を担当課からいただいています。

それと、財源です。コロナ対策の地方創生交付金という国庫の交付金がありますが、事業費用に充当することはできませんが、税を減税したことによる補填財源の場合には、この交付金が使えないということでございます。それから、もう1つの視点は、税の基本であります。普通税、本町の固有の一般財源、そして自主財源でございます。もとより財政基盤が弱く、財政の弾力度の低い本町、税の財源確保こそ、町政運営のベース財源ということでございます。それから、申し上げましたが、国民健康保険税、さらには介護保険税については、被保険者の掛金で、いわゆる応益応能負担分、減免となりますと安定的な会計運営ができなくなるということでございます。

それから、令和3年度に向いての予算編成を今、始めています。ここには含んでおりませんが、法人税の見通しであります。令和2年度から令和3年度と比較すると、5、6千万円減収であるという試算を、今現在、財政当局、それから担当課でしているところであります。

それから、コロナ施策を多くやってまいりまして、特に財政調整基金でございます。財政調整基金の現在高3億9,300万円。令和2年度の補正予算で、今議会に提出しております第8号まで、繰入金がいわゆる取崩し予定額であります。2億9,000万円。ということは、財政調整基金があと1億円ということになりますので、ちょっとクッションがなくなるということで、ほかの市町も大幅な財政調整基金減ということでもありますので、今後の財政運営考えますと、非常に厳しいということでございますので、これらを鑑みまして減免はできないという結論でございます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 えらい詳しく丁寧に説明をしていただきました。要するに、もうこれはできないということで、私も断念します。ただ、やはりまだまだ町民への生活支援なり、地域経済の振興、そういったことから、代案、次なる案を、これに代わる案を今日は提案したいと思います。だから、そのことについて、するしないというのは聞きません。ただ、今日は提案だけにしておきます。

この減税の部分で、約1億1,200万円という総費用を私は言いました。これに国からの臨時交付金が、もしそれに使えるのであればできたんであろうが、それが無いということで、町単独では1億1,200万円は無理だということで、ほぼそれに見合う事業を考えました。それは、今、甲良町の人口、12月1日現在で6,721人。そして、甲良町の全世帯数2,608世帯

ございます。そこに、公平に私は、生活資金を援助されたいという提案であります。内容は、6, 721人に公平に1万円の給付、そして、2, 608世帯には、1世帯2万円のプラス。ということは、一人暮らしの世帯では、1万円プラス2万円の3万円、2人世帯の場合、2万円プラス世帯の2万円で4万円。3人世帯の場合は、3人プラス2万円の5万円というふうに、私はその提案をいたしたいと思います。

その理由。今、申し上げました、6, 721人掛ける1万円の6, 721万円と、そして2, 608世帯の2万円の5, 216万円を足しますと1億2, 009万円になります。先ほどの1億1, 200万円から、ちょっと金額は上がったんですが、しかし、これは町単独では無理です。

そこで尋ねますが、国の第3次補正予算で地方創生臨時交付金として甲良町にどれぐらい来るんでしょうね。企画監理課長、そういう情報はないですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 12月になっていますが、今のところ来ておりません。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 もう近々ということは大体分かるんですが、この交付金を利用して、今の1億2, 000万円の事業を何とかしていただきたいという判断です。特にこの税以外、それまでの1万円の給付についても、5, 000円の給付にしても、全町民に公平にくまなくというのを、まず一番に考えている。その理由は、後でも申し上げますが、例えば1人所帯で、特に年金で細々と暮らしているご老人、この一人暮らしというのは非常に多いんですよ。それとか、飲食業を営んで、やはりこのコロナによって生活が厳しくなってきたという世帯にも、また、家族が4人、5人いて、少々所得がある家庭でも均衡にそういった生活資金を給付するというのを建前にするというのは、私の公平、平等、そういった原理から基づいて、そういう方向をどうしてもそういう政策になってくるんですが、町民の生活支援、多分これがこのコロナ対策で最後ぐらいになってくるんじゃないかと。このコロナも、来年1年はかかります、終息までに。ワクチンができて来春に仮に全国民に打たれても、やはりこの病気の終息はもう年内いっぱいかかる。でも、この町民への支援は多分、これぐらいの時期にしかできないし、また、これがそういう支援については、最後だろうと思うんですが、1人1万円プラス1世帯2万円という生活支援金の給付事業を、ぜひとも3月議会の補正及び新年度予算の当初予算にぜひとも計上していただきたい。そして、それは待ち望んでいる地方創生の臨時交付金を、大部分それに充てていかなければならないと思うんですが、一般会計でというか、町単独費用でやれない部分、その費用を使って

ぜひともこの事業をお願いしたいというところでございます。やるやらないは、私は今日は聞きません。

ただ、参考に申し上げます。今、2,608世帯があります。実に1人世帯というのが、788人。788人、すなわち788世帯あるんです。これは2,608世帯のうちの30.2%を占める。これを見て、びっくりしました。非常に多い、一人暮らし。もちろん若い人の一人暮らしもあります。でも、ほとんどは老人の細々とした独り暮らしなんですよ。そして、2人世帯というと、もう夫婦だけというイメージがあるんですが、これが691世帯。2,608世帯の比率からいくと、26.5%。この1人世帯と2人世帯、合わせて1,479世帯で、実に56.7%も、甲良町の半数は1人世帯か2人世帯というそういう実態。だから、私はこの1人世帯、2人世帯に焦点を合わせて、1万円プラス2万円の世帯割というのを考えたのは、そこなんです。3人、4人世帯というのは、そこには必ず所得のある方がおられます。だからそこも同じ世帯2万円、不公平やないかという感覚はあるんですが、少なくとも1人、2人世帯に焦点を合わせてるので、その2万円の提案になっているんです。

参考に、4人以上の世帯は686世帯、これは26.3%なんです。もう1人、2人世帯が断トツに多い。3人世帯は443世帯で17%なんです。3人から上へいくと、もう比率が全然落ちる。もう1人、2人世帯が断トツに多いという甲良町の実態です。そういう実態に即した、町民への生活資金をぜひとも3月補正、または新年度予算にぜひとも導入をいただきたいということを申し上げて、これには私はコメントは求めません。ぜひともこの事業は必要だということで、これはそういうことを求めて、この項は終わります。

2つ目の、PCR検査。希望者に受けていただくというので、2万5,000円掛ける100人分を、前のときに予算化していただきました。9月議会でそれが決まって、10月、11月、12月と来た。ようやくその動きが、実は広報こうら12月号で見えた。保健福祉課長、今まで、せっかくそのように予算を見たのに、その実施体制なり、甲良町が滋賀県に働きかけている、また何としても滋賀県に自主的にPCR検査を受けられる医療機関がまだないからなんですが、その状況は一体どうなっているかということが聞きたい。

でも、それまでに昨日、おとつい、これが我が家にも来たので見たら、新型コロナウイルス感染症PCR検査等に伴う検査費用等の助成制度のお知らせというのが僅か4行の内容なんです。医療機関においてPCR検査等を全額自費で受けられた場合のみ、証明書発行費用を含む検査費用等を助成、上限2万5,000円いたしますと書いてある。詳しくは保健福祉までお問合

してくださいと。これね、滋賀県では受けられない、まだ。どこかよその県で受けてきた人があれば、2万5,000円助成しますと、そういう表現になっているんです。

同じPR、町民にその事業を知っていただくのに、こういう書き方で。私は、じゃあこれ2万5,000円、自分で金を払って自費で受けた、滋賀県でそんなのは受けられないのに、よそで受けてきてということかとか。もう少し町では、せっかく希望者200人、250万円という予算を見て、何とかしてその予算を使っていただきたいというPRするなら、もっと書き方があったんじゃないのか。でも、12月号で、そのことに触れているということについては、評価します。10月、11月には一切コロナのことは無い。でも、この12月号はなぜか、私の一般質問を意識したわけじゃないんだろうけど、非常にコロナに対する記事が今回多い。そして、ホームページも開きました。6月にコロナの記事が出ていた。今回見たら、町長のメッセージも書いてある。滋賀県、国の制度もホームページに載っていると。でも、あのページでは、普通の人に理解しにくい。もう少しあれをかみ砕いてと言ったらおかしいけど、一般の町民が分かるような、そういう表示の仕方をしてもらった方がいいんじゃないか。でも、今までなかったのに、最近の中のホームページには、そういったことがあった。

本題に戻しますが、このPCR検査。保健福祉課長、滋賀県では一体どうなっている、現状は。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 PCR検査、滋賀県の状況でございます。まだ私ども、町村会等が通じまして要望しているところではございますが、無症状の方については、まだPCR検査を受診できる医療機関はございません。ただし、今、インフルエンザの流行化の下で症状のある方につきましては、まずかかりつけ医等に電話をしていただいて、そういうところから発熱等があったらコロナ、インフルエンザとの関わりもございますので、今そういう身近な医療機関でPCR検査を受けられるというような状況には来ております。

今私ども、補助金の2万5,000円の関係でございますが、これにつきましては、あくまでも無症状の方というような対象にしておりますので、今の現状では近くの医療機関で受けられるというところではございません。ただし、妊婦さんに関しましては、これは滋賀県の方で、この医療機関やったら妊婦さんについてはPCR検査を受けられるというようなところを指定しておりますので、その分についての2万5,000円の上限、県がそうなんですけど、差額分については無償で受けられるように、この補助金を使って対応していきたいというふうに考えております。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 町民がこのコロナに対して不安に思っている、やっぱり心配している。もちろん、感染していない無症状の人が、安心のためにその検査を受けたいと、そういう希望者にやはり受けていただくというので、これ予算化してもらった。だったら、無償でそういうことを受けていただけるというPCRとともに、そういうところの門戸を広げていくという、そういう取組をしなかったら、これは、絵に描いた餅でここにただ書いてある。よそで受けてきた人、請求書出してくれたら2万5,000円出しますよという程度の啓発しかできないというのは、これは困る。

参考に申し上げます。今、テレビでにしたんクリニックという医療機関が宣伝をしています。一人一人の唾液を郵送で送る。そうすると、その返事が来る。経費1万5,000円。2万5,000円よりか、はるかに安い。実は私の息子が大津にいるんですが、これを受けたと言っていました。もちろん、自分も気になる、心配だから受けたと言っていました。手軽にいける、そういうことを耳にしたら、保健福祉課長としては、一遍このにしたんクリニックというところ、どういうふうにしてどうなるんかということ、やはり情報を集めて、仮に甲良町で100人ほどそういう希望者があったら、にしたんさん、もし営業を連れてでも、こっちへ来ていただいて、それらの唾液を収集して、そして、その検査をしていただけませんかというぐらいの、そういう発信というか、そういうような取組もやはりやらないと。せつかく2万5,000円の100人分を見ていただいても、絵に描いた餅に過ぎてしまう。これ、いいと思うんです。1万5,000円で、その唾液を郵送して、それでもって向こうから返事が来るんです。検査の結果の。これ一企業を優先して云々じゃない。そういうことが今もうコマーシャルで出ている、テレビに。1万5,000円。よそではそうなのに、滋賀県にはないんです、それが。だったら、こういう情報もやはり収集して、できることならそういう希望者には早く安心・安全を与えるために、このPCR検査を受けさせる、そういう取組をしてほしいと思うんですが、どうですか。

○阪東議長 保健福祉課長。

○中村保健福祉課長 私どもの要綱でいきますと、医療機関でありましたら、今のような唾液を送るようなところも今考えております。そういうようなところを、いろんな医療機関がございますので、その辺りはどの医療機関というのはなかなか皆さんにお知らせするというのはなかなか難しいところではありますが、できるだけ幅広く、周知も皆さんにしていきたいと思ひますし、そういう機会がありましたら、取り入れていく方向では考えたいと思ひます。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 テレビに出ているでしょ、コマーシャルで。あなたも見たことがあるかどうかは知らない。滋賀県じゃそういう体制がなくても、民間を利用したら、こんなことがたやすくできる。金額も安い、それに飛びつかない方というのはないやろ。俗に言う生っちよろいというか、本当に気がないような取組では私が困る。ぜひともこのことについては、十分検討して、実践できる取組をしていただきたい。

次に、気を緩め油断することなく、感染予防、啓発。このことについて、前回、私はどうしてこの啓発事業が会計管理者かなと思ったんですが、一応、コロナ対策に関する啓発だけが会計管理者が担当するのか。それとも、いや、町内の広報に関することは全て会計管理者なのか、ちょっとその点どうですか。

○阪東議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 決定したのは、コロナの本部会で決定したんですが、一応、コロナに関する啓発については会計室ということで命を受けておりますので、広報の中身を全て、こういうレイアウトでお願いしますというところ、そういう細かいところまでは、ちょっとこちらの方では確認はいたしておりません。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 コロナ対策に一応、限ってということですね。私、このことはもちろん、今はもう第3波にあって、そういう啓発を強化するということは当たり前前の話なんです、1つの提案があるんです。前々から言っていますが、甲良町で、こういう広報紙を月2回発送している。そして、それがこの前も言いましたが、約200世帯を超える、1割に近いぐらいの世帯には、こういう広報は届いていないという実態があるんです。その改善をぜひとも図ってほしい。

それと、行政無線、最近はどうなのか。家を新築されたり、新しい世帯が出てくると、昔あった郵便ポストもそうですが、そういう新しい家庭には配っていたというか、こちらに届けがあったときに渡していた時期があって、今はそれがなくなっているのか、行政無線が全世帯にあるわけじゃない。果たして、今、甲良町の2,800世帯からどれだけの世帯が、この行政無線がないところがあるのか。実態としては、行政無線があってもうるさいからとスイッチを切っているとか、また、あってもそれはもうほかすわけではないけど、取り込んでしまって、それを利用する人もいないという人も増えている。そういう実態を一遍、町が把握すべきじゃないかと。

その結果によって、やっぱり2,800世帯全てに甲良町の情報が、また、

甲良町の広報が行き渡るというすべをぜひとも確立してほしい。それはね、もう郵便しかないんですよ。2, 800世帯全てに、郵便でもって月2回これを発送する。保健福祉課は、該当者に個人通知というのがあって、それはやっています、あれはいいことだと思う。そういうふうにもう郵送で。例えば各字にお願いしていると、隣組に入っていない家は、もう区長さんは配ってくれない。だから、もう区長さんを頼りにすべきじゃない、この頃は。そして、その組長さんも行きにくいところと、行きやすいところがあって、全てに回るということをしない。ですから、これは200世帯を超える世帯にこういうものが届いてない世帯があるということを、やはり、その上で確実に公平に、その人たちにもこういうまちの情報が行き渡るすべを検討していただきたい。もうこれは答弁、求めません。

次に、ちょっと時間がなくなってきました。次に、今年度の主要事業。これは簡単でいいです。事前に企画監理課長から資料を頂きました。ただ、私が懸念するのは、コロナ対策によって計画した事業が、これもできないあれもできない、これも中途半端で終わってしまうなというような事業が出てくる。コロナにかこつけて、その事業がストップしたりとか、そういうようなものがあるのではないかとということで、この項目を設けたんです。もう資料で頂いて、これなんです、これは企画監理課が所管している事業の列挙。それ以外に、例えば産業課とか建設水道課あたりで、町のそういう重要な事業、主要な事業を計画しているけど、その進捗状況はどうかということがあれば、ちょっと答えてほしい。

○**阪東議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 建設水道課の事業におきましては、今年度、コロナ対策の関連で、緊急で地元雇用の事業者様に仕事が行くことで10本を追加で出している状態でございます。ただし、1事業、鍛錬橋という橋を造る事業というものが、なかなか業者の方の設計がコロナでしていただけないということがあって、少し遅れぎみになっておりますけれども、今年度それにかかっているという状態で、工事の方が少し年度を越えて完了するかもしれないというような形で、少し遅れているという状態でございます。

○**阪東議長** 産業課長。

○**西村産業課長** 産業課につきましては、まず主要事業としましては、今年度、農振計画の見直しということで、これは全協のときに進捗状況を説明させていただきましたので、2年事業ですが、今のところ予定どおりと。もう1つ、ため池の耐震調査というのも現在行っております。これももう既に着工中ですので、年度内完了をめざしてやっているところです。

以上です。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 コロナ対策で忙しいから、この事業ができなかったというのは、もうどこもないんですね。大体、気をつけてやっていると。企画監理課長。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 お配りした資料ではございますが、これも総合戦略の関係で全22事業、挙げさせていただきました。コロナによる未実施または事業方針の検討というのは含んではおりますが、コロナで全く止まっているというようなものは、今のところ、ここにはございません。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 私はあと残る3か月で、今、予定している事業ができるのかというと、いや中にはやはり来年に繰り越す事業もあると。来年といっても、4月、5月になるんですけども、そういったものとか、全く未執行のままで事業ができなかったというのは多分、今のお話聞いているとないように思うんですが、ただ、中学生の海外派遣なんかこれは廃止とか、英語教室なんか中止とかと出ていますが、これは言うたら事業量的には大した事業量でもないものであれですが、問題はあと、この事業を繰越ししていきたいという事業とか、やっぱりこの事業はもう削減していこうとかいう事業が出てくる。その計上、予算額で大体どれぐらいあるかというのを見ていただきましたか、企画監理課長。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 見直しをするというのは、今年度、全部の事業について見直しを行っております。それが全体の事業量がどんだけになるのかというのまでは、まだできておりません。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 あと3か月しかないんですが、この事業が本当にこれは絶対無理だというやつは、もうあっさり断念してほしい。変に繰越ししたりとかでなしに、その分を来年度予算にどう生かしていくかというふうに考えてもらいたい。私は後で提案する内容もありますし、先ほどの住民の生活支援の話も、できればそういう費用に使っていくためにも、もうあっさりとできない、無理だなと思う事業は切ってほしいというところで、その趣旨でこのことを出してきました。

次に、3番目です。来年度の予算編成に向けて、ちょうど去年も12月の時期に質問をしました。特に町長には来年度の主要事業は何だということを聞いて、町長、10項目ほどにわたって挙げていただきました。多分、今年もさほど変わりはないと思うんですが、令和2年度予算の重点と新規事業が何かと言ったら、町長は会計年度職員がスタートする、職員の資質アップ、

コミュニケーション能力を向上させる、財政健全化計画の決定、施行、総合計画の策定とまち・ひと・しごと戦略ビジョンの同時策定、子育て支援、家庭支援の強化、子どもの学力向上、健康づくり運動、支え合い、助け合う地域福祉活動の展開、法人営農組合、建設業者が一堂に会しての研修、議論、交流の展開というふうな事業を挙げた。さて、その事業、全部やられましたか。それとも、まだ途中なのか、いやこれできないのか。

それに、もう一緒に聞きます。こういうものを踏まえて、来年、どういう主要な事業というか、町長の思いがあるのか聞かせてください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 去年の答弁は、今ご紹介いただきましたが、熟しておりませんでしたので、新年度は四股を踏み直して頑張らせてもらいたいという思いで、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目。人口減少を見据えた持続可能な甲良のまちづくりを念頭に置いております。今年度は計画策定年でありますので、盛りだくさんの計画を予定しておりますが、中でも最上位計画である甲良総合計画、それから地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略、加えまして、準過疎地で、これは議会と協議をして計画を策定させていただこうとしている持続可能なまちづくり計画の、主には3つの計画を今年度、予定しております。令和3年度は、このビジョンに基づいて住民と行政が協力して、施策が前進するよう取り組んでまいりたいというのが、包括的な大枠でございます。

2つ目は、提案をいただきましたが、引き続いての新型コロナウイルス感染症対策でございます。様々な経済、社会、産業、福祉医療、教育対策は、国・県の施策と連動するということは大事だと思いますし、町といたしましては、さらに議員が提案していただいておりますように、感染しない啓発活動に重点を絞りたいと思っております。制度化されたPCR検査のご指摘もいただきました。全体として、目標は次なる新しい生活様式につながるような、こんな支援策という大枠で、このコロナ対策に臨みたいと思っております。

3つ目は、地方創生、国土強靱化、防災・減災対策と社会インフラ整備であります。その1は、公共施設の個別施設計画が今年度、策定完了いたしますので、以前、検討いただきましたが、仮称倉庫棟、西側倉庫が潰れておりますので、ごみステーション含めた倉庫棟ごみステーションの新設計画に着手したいと考えております。その2は、地域防災計画も策定をしておりますので、地域防災計画に基づいて、仮称防災危機管理センターの基本構想づくりに入っていきたい。3つ目は、国土強靱化地域整備計画、今年の8月に策定しておりますが、これは県の指導の下にコンサルを入れずに独自でつくったものです。インフラといいますと、道路、水路、橋梁、ため池の長寿命化事

業でございますが、これは社会資本整備であったり、国の財源を予定しておりますので、その予算の範囲内ということになっていくと思います。

それから、将来的な事業であります。特に県土木事務所、道路アクションプログラムに位置付けをしてもらっています町道であります。国道8号と国道307を結ぶ、町道池寺下之郷線道路拡幅の協議を進めたいと考えております。そして、広域事業でございます彦根愛知犬上広域行政組合の新ごみ処理施設の整備の計画を、主には組合とともに進捗と言いますか、年次計画に基づいた計画であります。それから、直近で説明をいたしました近江鉄道線の再構築の事業があります。それから、大きくは国道8号バイパスの事業も将来事業として乗ってきますので、その事業計画との整合協議を今後、進めていきたいと思っております。

それから、今、機構改革に伴って所管課替えについてを課設置条例の一部改正の議決をいただいてからになります。住宅新築資金の徴収業務、住宅の管理業務は引き続いて、今の状態で実務の充実を図りたいと思っておりますし、それから新しく所管替えとなります財産管理、それから人権施策の日常業務、それから長寺・呉竹地域センターの所掌業務の連携、機能充実、それから機構改革に伴って、さらに機能アップするように考えたいと思っております。

それから昨年と同じであります。従前から私が申し上げております5つの主要事業、子どもの学力向上、家庭支援の充実、町民の健康づくり運動、今年からスタートしましたこうら33（さんさん）プログラム、地域福祉活動の支援、集落コミュニティーの振興については、今年度以上に施策が充実した取組が図られるようにしてまいりたいと思っております。

ただ、最初の質問にありました財政的な問題を伴いますので、財政脆弱でありますので、引き続いて健全というよりも、持続可能な財政運営ができる行政改革にも併せて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 ただ、ちょっと私は復唱できませんが、今、町長の言われている内容のことが、予算にどのように反映されてくるかというのを私は期待をいたしております。

そこで次に、これはもう答弁は要りません。私の提案だけにしておきます。住居表示に大字を削除し、その経費を予算化すること。私はこれをずっと以前からその話をしてきた。町長は、去年の9月時点では、私も大字を省略できればいいなと思っている、検討期間や世論の合意期間が必要で、行政で研究に入りたいというのが、去年の12月議会でした。そのことを今年の9月議会で聞きました。研究調査は進んでいない、遅きに失したが、まず議会に

検討資料を提示し、議会と行政で詰めていきたいという答弁をされている。議会には全然、それが上がってこない。だから、私はこれはまたもう間違いなく新年度の4月1日公布で、10月1日施行、要するに半年間の周知期間、半年間の準備期間を置いて、10月1日をめざして、ぜひともこの住居表示に大字を削除する。その住居の条例をぜひとも上程をしていただきたい。これはもちろん3月議会です。そのことが1つ。

そして、高校までの医療費の無料化の予算。これについても前々から言っています。住民課長は、一定所得以上に対する一部負担の導入を検討しつつ、今後の課題とする、町村会でも県に無料化の要望を出しているというのが、去年の12月議会。そして、今年の9月議会では400万円ほどの財源が必要となり、恒常的に財源が続けられるかを内部検討したいと。失礼な話ですが、400万円という、僅か400万円ですよ。それが、毎年見られるか、恒常的に見られるか検討したい。もうその検討は十分できているでしょう。これもぜひとも4月1日から、このことが実現されるように予算化を求めておきます。

4番目に、出産祝い金及び子育て応援金。実は、これも町長、12月議会で、私は出産祝い金2万円、これは現行です。子育て応援金2万円、これは3年間の増額と出産奨励として、第2子、第3子のお祝い金を創設すること。だから、当然第2子、第3子ですから、第1子以上の額を支給することはどうかと尋ねたら、町長は12月議会でまだ査定に入っていないので、検討課題にしたいと言っている。この答弁は、どう思われますか。まだ査定に入っていないのでということは、査定にそれを入れ、検討課題にしたいということは前向きに、このことを実施するという意味合いがここに込められている。まだ査定に入っていないので、検討課題にしたいという。

そこで、私は提案をします。現行、出産祝い金2万円、子育て応援金、1歳から3歳までの3年間、各2万円を、出産祝い金、第1子、3万円。第2子、5万円。第3子以上は、第4子、第5子も含まれますが10万円。それを、これは出産奨励として、その祝いを1子だけじゃなくて2子、3子というふうに金額を上げていく。もう一度、言います。第1子、3万円、第2子、5万円、第3子以上10万円。そして、子育て応援金は、今、1歳から3歳まで各2万円ですが、これを1歳から5歳までの5年間、各3万円にという提案をしておきます。

そして、5番目、これももう議会のたびに言っています。甲良で子どもが多く生まれる、甲良から人が出ていかない、転出していかない、甲良に沢山、人が入ってくる、転入。そのための条件整備、これは前にも具体的に例を出して挙げています、何回も。要するに、甲良で子どもが少ないという原因は、

若年女性が少ない。若年女性というのは、20歳から40歳までの出産可能年齢の女性のことを、どうも若年女性と言っているみたいですが、やはりそれが少ない。そして、結婚されても子どもを望まない家庭もある。それは、望まない理由の中に経済的理由もあるでしょうし、いろんな理由があるんでしょうが、そういうことから子どもが少ない、生まれない。だから、その条件整備、環境整備をどうしたらいいか。それは、政策で考えないかんでしょう。経済的理由があれば、そこの経済がうまくいくような就職のあっせんとか、生活がしていけるそういうフォローをやはり町がしていく必要があるんじゃないか。それと、甲良から人が出ていかない、転出を極力抑える。もうこれは以前も言いました。甲良町職員が少子化対策、何とかせないかんという政策の下に、そういう取組をしているのに、甲良町に住んでいた職員が隣の彦根市や多賀町や、そして豊郷町に転出する。そして、そこから甲良町へ勤務してくる。それを甲良から極力、転出を減らす、そういう取組をしていく。非常に何か矛盾したというか、そういうことがある。

もう、これ最後の項です。なぜ転出されるのかという理由があるんです、原因が。だからその原因を何とかかなうというか、その原因を取り除く。また、その理由にかなう政策を打ち出さなきゃいけない。甲良に住んでいくためには、どんな政策が必要なのかということ。これは行政ですから行政が考えることなんです。それと、転入、人が入ってくる、これは今、3番目に書いていますが、まだまだ先の話でどうでもいいんですが、でも、甲良から人口を増やそうと思うと、この3つの原則がやはり充実してこないと、これが基本になります。転入、甲良町の教育、少なくとも子どもの教育と福祉が充実してくれば、自然と人が寄ってきますよ。甲良で育てたら、すごい子どもが出てくるんだと。すごい学力、また、甲良の教育の向上ぶりがすごい、そういうことが人の耳に伝われば、自然と甲良で住もうという機運が高まってくる。だから、私はここはやはり甲良にとっては、教育が一番大事であります。そのことを含めて、その理由、原因にかなう施策なり条件整備、環境整備をすることが、この人口減少対策の一番の基本になる。住宅バンクか何かやっているけど、委託料を払うだけで、一向にその効き目がないという。そのバンク事業もいいんですが、そんなことじゃなくて、ここにある肝心の甲良町で住んでいた職員がよそへ転出する、その職員が甲良の人口減少対策どうしようという、そういう皮肉な甲良町ですから、だからそういったことも含めて、やはり職員皆さん考えていただかなきゃいかんと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今までの答弁が少し場当たりの答弁をしてきましたので、何度

も質問いただいたり、念押しをいただいておりますので、私のしっかりとした方針を示させていただきたい。用意した原稿は長いので、大字については、私の思いも述べました。しかし、莫大な経費と時間がかかるということを、今までの経過と担当課の調査で分かりましたので、もう一度、遅いかもしれませんが、新年度の新しい戸籍担当課で、議会にこうすればこうなります、あるいはした方がいいのか、しなくていいのか、このままでいいのかも含めて、今、単純に6, 100万円ほど経費がかかるという試算も出ておりますし、それから、大字を合併のときに廃止しているところもありますし、それから名古屋市はわざわざ大字を残している、使っているというところもありますので、議会と町だけではなくて、まずは議会に諮らせてもらうんですが、住民世論形成も重要だと思いますので、大変申し訳ないんですが、4月以降、新しい課でその検討材料の協議ができる資料をお出しをさせていただきますので、少し時間をかけて、この課題は一足飛びにいくことがどうもできないという判断をしましたので、協議をさせていただくという約束はさせていただきますので、いついかなるときにというのは少し時間をかけてということをお願いしたいと思います。

それから、医療費の無料化、それから祝い金につきましては、そんないいかげんな答弁をしてきましたが、コロナ禍において、あるいは今後の財政運営が厳しい中で、テクニックで行政が仕事をするわけにいきませんので、もう私としては様々な個人施策をいったん止めて、個人給付施策は当面やらないという方向で臨んでいきたいと思っております。

それから、最後の転入、転出、それから人口減少対策等々も、何度も提言をいただいておりますので、今まで空き家対策であったり、あるいは住宅可能な場所であったり、それなりの諸施策の検討はしてきておりますが、人口減少が止まらないということでもありますので、総務民生常任委員会で行っています持続可能な発展計画の中で、しっかりとしたプランを持って、魅力あるまちづくりへ進んでいかないと、町の方向、あるいは子どもたちの将来が成り立っていきませんので、地道な行政と住民との取組をしっかり進めていきたいというふうに思っています。

○阪東議長 建部議員。

○建部議員 最後に、町長、幾つかの答弁をされていますが、住居表示については、町長も私もそう思っていますという意味のことを言っていたし、住民課長は、そのシステム改修に6, 000万円以上がかかる。そのときに、私は単年度でそれを全部やるんじゃないじゃなくて、少なくともそのシステムは2、3年かけて改善すればいいんじゃないかとか、それとできればこの事業を地域創生事業に乗せられないのか、その検討もしろということを提言している。

そういったことも研究もしないで、今、云々というお話を聞いているんですが、ぜひともこのことについての研究は早期に進めて、やはり結論を出していただきたいということを述べて、私の一般質問を終わります。

○阪東議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで、15分間、休憩したいと思います。3時20分から、再開します。

(午後 3時05分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○阪東議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

次に、8番 木村議員の一般質問を許します。

8番 木村議員。

○木村議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に早速入らせていただきます。

今年は、コロナ、コロナで明け暮れて、今、真ただ中で、今年度で解決するような見通しもなく、また、来年度に移っていくというような、とんでもないウイルスが出てきたと思っております。今、よく言われていますけど、ワクチンがうまく、よい効き目が表れたらうれしいなと思いながらの今日この頃でございます。そしたら、質問させていただきます。

まず、最初に、役場の前の信号の交差点改良ということについて、お聞きしたいと思います。この事業は、多分、僕が思い起こすに15年か20年ぐらい前に話があったように思うんですけど、一体、何年越しの事業になるのかということ、まずもって聞いておきたいと思います。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 事業につきましては、平成25年度から予備設計業務に取りかかりを県の方でしていただきまして、本格的な測量等は平成29年度から入らせていただいているところです。そういった状態の中、令和5年度に全ての事業は完了する見込みで、現在、県の方が進めておられるということになっております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうですか、25年ですか。私の記憶でいくとですね、元町長の山崎義勝氏が町長になっておられたのか、教育長であつたのかが分からんようになりましたもんでね、今現在、木造倉庫と商工会の展示場ですよ。あそこを潰して広がっているという状況で、そのときに天井を残しといて、そういう施策があつた時まで残しとけと。そしたら、幾ばくかのお金がもらえて、それをどういうふうに利用するかというのは問題外で、残しといた方がええぞという話をしておられましたので、まさか25年ぐらいからの話でとちょっと今思っております。結構です。ありがとう

ございました。

そうしますと、今言いましたように役場サイドの木造倉庫と、それから商工会の建屋ということなんですけど、解体費用を教えてくださいと思います。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 役場の倉庫については、９６６万８００円です。ちょっと商工会さんの方は商工会さんの方で仕事を出されていますので、ちょっと町としては把握しておりません。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 今、９６６万円と端数を言われましたけど、９６６万円は、その倉庫を解体する費用のみということですか。

○阪東議長 総務課長。

○中川総務課長 解体するのみです。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。商工会の方は分からないということで、また知りたいのならば別ルートで、直接、商工会の方に聞きたいと思います。

それに伴い、この解体に関して、あるいはその地面の売払いということになっているかと思うんですけど、解体の補助ならびに売払いの金額が分かれば教えていただきたい。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 滋賀県の方に確認をさせていただいたところ、役場の方の土地代金といたしましては３０８万２，７３８円でございます。また、建物等の補償代金といたしましては、１，３７８万円でございます。こちらの方については、商工会の方も教えていただきましたので、土地代金につきましては１２６万５，７０６円。補償代金につきましては、８２７万１，０００円の補償ということで滋賀県の方が補償されているということになります。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。そうですか、これは参考にさせていただきたいと思います。

今回の交差点の北側と私は表現しましたが、北側のみに手を付けられたという思いがあるんですけど、倉庫と商工会からの展示場という北側に手をつけられてやけど、後で聞きますけど、南側にもあるんですけど、なぜ北側だけだったのかということがちょっと気になりましたので、説明できますか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 北側をつけたということにつきましては、県の方も予算等の年度配分事業費というものがございます。そういった中で現在、北側の

方が予算化されましてつけられたということで、今後、南側につきましては、補償等のお話をされて完了してから用地買収等という形になりますので、現在取りかかっておられるということです。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと頭に言っとかなきゃいけなかったんだと思うんですけど、これは県道でありますので、県の事業だと思いながら、町の水道建設課にも関わることで答えていただけるやろうということで質問させていただいたんですが、今の課長の答弁によりますと、南側はまだ予算化されていないということで、いつやということが、例えば、来年度あたりで、また手がつけられるのかどうかというのは、そこまでは分かりませんか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 南側といいまして、具体的に言いますと法養寺さんの神社、甲良神社がございますし、民間のお宅もございます。そういった状態の中で、令和2年度、本年度と令和3年度でそういった補償関係のことを進めておられまして、本町といたしましても、そういったことの事業協力で同行させていただいているというところでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。分かりました。そうしますと、もう6番目になるんですけど、今、課長がちょっと申されましたけど、神社あるいは南の方に民家があるということなんですけど、東西の右折だまりというのは今、どれくらいの長さがあるか分かりますか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 東西の方につきましては、幅員が3メートルで今現在でございます。そういった中、北側とかも右折だまりについても、同じような形で長さが大体60メートル予定しているというところでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 そうすると60メートルだということは、南側にその60メートルを当てはめたら、民家まで行ってしまうということでしょうか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まだ現在、計画段階でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、甲良神社さんだけと違いまして、民家、住宅が2軒入る予定でございます。なおかつ、車庫が1棟入るというような形で、距離の方につきましては具体的に言いますと、中学校横の道路との交差点の手前までぐらいまでが改良の予定という形で現在、県の方が計画をなされているという状態でございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 今、答弁いただいたんですけど、加賀屋さんの北側の道までという理解なんでしょうか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 北側の道までは行きませんが、その手前までぐらいはいくということです。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 当初、この計画を聞いたときに南側は、いわゆる法養寺さんのいわゆる甲良神社の敷地の中でできてしまうというような事業と聞いておったんですけど、それは僕の間違いであって、今、課長が説明された、もう少し南側の民間の家まで及ぶということなんでしょうか。

○阪東議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 おっしゃるとおり民間のところまで及ぶという形で、現在、計画がなされております。ちなみに、法養寺さんの神社につきましては、現在、法養寺さんの自治会の中で、それに対しましての検討委員会を進めるというようなお話で取り組んでおられますけども、なかなかコロナ禍で会議ができないということで、お伺いをしているところでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。最初も言いましたけど、コロナ、コロナで明け暮れておる今日この頃ですが、なかなか思うように、私どもの字で事業が進んでいかないということで、今の話、よく分かりましたんで、多分、僕の想像の話なんですけど、その南側の話になった場合、どこら辺で落としどころができるのかも分かりませんが、いろんなことを言われる方がおりますので、民家やったら民家で、例えば2軒とか3軒がお話をされて、どれくらいやという金額が出ているかもしれませんが、神社の場合は法養寺の神社なもので、対象が法養寺の戸数、多分100件もあるのかな、100件もないかな、70ぐらいかな、の意見が出てくるわけやから、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。これは、私の思いでございます。ありがとうございます。

そうしましたら、役場の信号に関しては、なるべく早く右折だまりが4方向ともにできて、大きな赤信号でも行ってしまう車があるようなことを聞いて、非常に危険な交差点だと聞いていますので、右折だまりが4方向にできたら、大分解消されるんじゃないかと思っておりますので、それを望んでおります。

そうしましたら、次に2番の方に教育行政ということで、何回か教育行政については質問をさせてもらっておるわけですけど、まず1番、コロナ禍の中で小学校、中学校のこま数、これは沢山の授業に関してですけど、簡単に言うたら英、数、国、社、理、5科目のことをお答え願えればと思いますけ

ど、コロナ禍で授業数、いわゆる登校数が減ったように思うし、それに伴ってこま数が減っているように思います。休みをいろいろ利用してやってもらっているという話も聞いておりますけど、現状どうでしょう。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** こま数につきましては、夏休みを短縮しまして15日間の授業を確保しております。中学校におきましては、水曜日、従来5時間目だったのを、1こま増やして6時間目にしたり、土曜日に授業を5日間したりということでこま数の確保をしています。そのほか、学校行事の見直しで縮小や廃止、それで浮いてきた時間を授業に充てているということです。

また、甲良西小学校につきましては、7月の終わりに休校という措置を取らせていただきましたので、その代わりに冬休みを短縮して授業数を確保するということです。学校に問い合わせましたら、本年度中に計画どおり授業の方が終わる見込みであるということを聞いております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 分かりました。こま数のことを非常に心配、簡単に言うと、こま数を消化できなかつたら、6年生とかあるいは中学校3年生とか、卒業の単位を満たさないというようなことになるんじゃないかというふうに非常に心配しておりましたですけど、今、課長の答弁をいただきました。休みを利用して、あるいは平日のプラスアルファの時間を充てて何とかかなりそうだというお答えがありましたので、ちょっと安心しております。

そうしましたら、次、2番の、今年度の小学校6年と中学校と書いたんですけど、多分、小学校6年生で修学旅行というちょっと大きなやつがあると。僕の経験でいきますと、1泊2日の修学旅行は6年だったと思いますし、中学校の場合はちょっと何年で行ってはんのかなとちょっと疑問が残りましたので、単なる中学校と書いてしまいましたけれど、今年度のおのおのの小学校6年、中学校の修学旅行の状況はどうなったんでしょうか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 修学旅行につきましては、甲良東小学校は10月に宿泊をやめて日帰りで奈良、京都方面で実施をしております。甲良西小学校につきましては、11月と3月に2回に分散して行うということで、既に11月分につきましては、奈良方面で実施が終わっております。中学校につきましては、延期、延期をしておりましたが、最終、修学旅行は中止ということで決定され、その代わりに三重方面へ日帰りの校外学習に出かけております。

以上です。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。一瞬びっくりしましたが、中学校は

日帰りの方向でやってくれるということなので、中学３年生やったかな、２年生だったかちょっと分かりませんが、非常に残念な思いでおられることと思います。これはもう一度聞きますけど、中学校は何年生ですか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 当初は２年生の２月ということで計画されていましたが、延期、延期で、実際には３年生の１０月に三重の方面で校外学習を行ったということでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございました。そうしますと、次、３番なんですけど、小学校の５、６年生の英語の授業、前から質問もさせていただいております。小学校の先生というよりもいわゆる学級担任制で、長年、学級担任制で小学校はやられていました。それが英語が入ってきたことによって、教科担任制になるんじゃないかという話をずっとさせていただきましたけれど、現状、今年なんですけど、どうだったんでしょうか。小学校５、６年の英語ですね。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 本年度より、新学習指導要領が改正されて実施されております。英語科が入ってきました。その関係で、県の教育委員会より、小学校英語指導専科教員として、甲良町に週１２時間の会計年度任用職員の配置がございました。東小、西小学校の５年生、６年生の各学級に週２時間ずつ配置して授業をしてもらっているというところでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 分かりました。確か、小学校５、６年生の英語の授業が、いわゆる教科化になるということなんですけど、３年生、４年生でも習い始めておられるということを聞いておりますし、３年生、４年生は年間３５コマと言われておりますし、５、６年生の方は７０コマと言われておりますが、先ほど聞いた質問にも戻るんですけど、４、５年の３５コマと、５、６年の７０コマは３月いっぱいクリアできそうだという理解でよろしいか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 英語科については７０時間ということで、学習内容につきましてはクリアできると。７０時間というよりも、内容に関係あるものを集めて、そして授業内容は消化できるということでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 以前の質問で、小学校の先生はずっと学級担任制でやってきていただきまして、それで、この英語、それから算数、国語、社会、理科という大きなやつが５教科あるかと思うんですけど、英語が入ってきたことによって、今の課長の答弁によりますと、英語専門の先生が、いわゆる講師とい

うことでいいのかな、入ってきてくださってということなんですけど、これが令和4年度からもう完全に教科担任制になろうとなるということを聞いていますが、残念ながら甲良の場合、東小学校、西小学校でこのところずっと1クラスということですからずっと続いておるわけなんですけど、教科担任制になった場合、どのような形になるのかちょっと心配しております、クラスの数がそこそこあれば、その担任さんは専門の教科で、英語なら英語で、3クラス、4クラス、週に何時間ということに必要な先生だと思うんですが、甲良の場合は、西に1クラス、東に1クラスというのがなかなか、増えてほしいんですけど、増えるようなことはちょっと考えられませんので、それでも英語はやっていってもらわなあかんということで、今現在の学級担任をしておられる先生が、以前も聞きましたけど、いろんな研修に参加されて、小学校の英語を教えていける資格と言ったらいいいのかな、資格が要るかと思うんですが、そういう面では資格を持った先生が来てくださって、英語の先生が来てくださって、その先生がやっぱり英語はメインかもしれないけど、あとの算数とか国語とかにも手を伸ばして、なかなか学級担任から抜けきれないというようなことになるのか、ちょっと気になりましたので。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 英語については、今の会計年度任用で来てくださる先生は英語の免許を持った方に来てもらっています。それで現在、東小学校5年生、6年生は2クラスあります。西小学校は1クラスということで、そこへその時間だけ1人の方が両方の学校へ行って英語の授業をしているという状況でございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** そうしますと、次4番の質問になるんですけど、僕が聞いておりましたら、先ほど言いましたけど、甲良の場合は学級数が少ないから、ちょっといろんな問題が起こるかしらんけれど、よそのクラスが多い小学校に関しましては、今言いました英語専門の先生、講師じゃなく先生がいてはってもクラス数が多いもんやから回っていけるんじゃないかという考え方なんですけど、今言いました甲良の場合はちょっと残念ながら少ないということなので、今現在はその英語の講師を採用されて、その先生がやっててくれるということなんですけど、そうすると、この英語講師を今後も会計年度職員として来ていただくという考え方なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 英語の専科の先生は、県の方から派遣をされております。ただ町独自として、英語の補助員として、株式会社インタラックというところ

ろに委託して、そこから来ていただいております。だから、英語の授業は英語の専科の先生と、そして英語補助の先生と2人で来ていただいているという状況であります。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 そうすると、くどいようですけど、令和4年から教科担任制という形で始まるんですけど、やはり今、課長の説明でいきますと、これで教科担任になっても、どう言ったらいいのかな、専科の人が来てくれはるというパターンが、ずっと甲良の場合は変わらないように思うんですが、それでいいということなんでしょうか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 本年度は、そのような形で配置していただきましたので、来年度も継続して配置してもらうようには、県の教育委員会の方には要望していきたいというふうに考えております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 課長、僕が聞きたいし、心配しているのは、甲良の場合、ずっとその形が続いていくのかということをやっと知りたかったんですけど。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 今の状況が続いていくかと思います。そして、先ほどちょっと言いました英語学習の補助員は、インタラックさんに委託契約をしております。それで、やはり外国の方に来ていただくということであれば、ネイティブな発音に触れると、また、外国人にも触れるということで、継続していきたいと思います。英語の学習がより充実していくためには、必要かなと考えております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そうしましたら、次5番の質問ですけど、小学校、中学校で校内へのスマホの持込み状況を知りたいと思います。スマホが昨今、僕の記憶によりますと、高槻で地震でブロック塀が倒れてお子さんが亡くなられたというかわいそうな事件があつてから、スマホは持っていてもいいんじゃないかというような風潮になって、今現在はオーケーなんだと思いますが、甲良の現状、小学校、中学校のスマホの持込み状況を教えていただきたいと思います。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 小学校におきましては、スマホの持込みというのは原則ありません。ただ例外として、保護者の都合で、学校と協議の上で持ってきている子はいます。ただ、登校後、校長室で預かって、下校の折に返すということをされています。中学校においては、持込みは禁止という形になって

おります。ただ、6割程度が校内に持ち込んでいるんじゃないかなと見られています。学校で携帯電話を出した場合は、生徒に片づけるようにというような指導を繰り返しているということです。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 分かりました。今、課長の答弁で中学校の方は禁止だということなのに、持ち込んでいる生徒さんがおるということで、見つけたらと言われたように思うんですけど、それなりのいわゆる処置をせえと言われたんですけど、単純に言うたら、朝、登校されて持っておられる生徒さんには、携帯を持ってきたら、預かるから出さないというような指導になっているのか、それとも、もう持ったままで見つけたときにだけ、それなりの処置をするのかということを再度お聞きしておきたいと思います。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 持ってきたものを預かるということはしておりません。ただ学習の場ですので、学校の中で出した場合はもう片づけなさいという指導をしているということです。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 分かりました。そうしますと、次6番になるんですけど、当初、スマホを持ち込んだらあかんというようなことが、いわゆる世間で騒がれ出した頃に、なぜかという理由の1つに、いじめにつながるというようなことがあったかと思うんです。ですから、甲良町の小学校東西と中学校において、基本、小学校は持ち込んでおられないと。よっぽど理由のある方ということなので、中学校がメインだと思うんですけど、いじめということにおいて聞いておきたいと思います。県内でのいじめの認知数と言うたらいいのかな、これは小学校、中学校、高校あるいは支援学校を入れて、今年10月末で締められた件数がちょっと新聞に載っておりましたけど、7,800件ほどあったと。いじめの認知があったと新聞に書かれておりました。そのほとんど97%ほどが小学校、中学校らしい。多分、中学校が一番多かった、多分5,000件ほどが中学だったと思うんですけど、甲良町では、いわゆるスマホの関連で、いじめというのがあるかないか。あった場合にはどうされたかということを教えていただけますか。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 小学校で携帯電話を持っているというお子さんがいます。それでSNSの誤解からトラブルやオンラインゲームでのトラブルというのは起こっております。その都度、丁寧に指導し、解決をしていますし、学校から、またお便りで保護者の方に啓発をしているという状況です。学校の中であるかというとなんていいますが、やっぱり家へ帰ってからの家庭での遊びの

中であつたりというようなことがございます。中学校では、SNSのトラブルが大変多く見受けられています。例年、そのために、おこらないために研修会というのを行っています。本年度は、全校生徒を対象に滋賀県警の方に来ていただいて、やっぱりSNSのトラブル、または携帯電話の正しい使い方等についての研修を行うということを聞いております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** ありがとうございます。ちょっとその次の質問ですけど、今、課長の方からもちっと触れられましたが、以前にも質問させていただきましたオンラインゲームというのがありまして、それを1日に何時間もやってしまうということで、いわゆる依存症というような問題が全国的にあると新聞に載っておりましたので、甲良ではどうなんだということを再度お聞きしたいと思います。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** オンラインによる依存症というのは聞いておりませんが、やっぱり小中学校ともオンラインゲームに夢中になっている子どもはおります。小学校では登校できないほど深刻な状況ではありませんが、やはり深夜までゲームをしているという現状があるようです。中学校でも夢中になっている生徒がいて、男子生徒に多くいて、夜遅くまでして、朝起きられなかったり、授業に集中できなかったりという生徒がおります。その都度、保護者と連携しながら取り組んでおりますし、また、先ほど説明させていただきました講習会でも、長時間の使用について触れていただくということを聞いております。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** 多分、指導はされておられるとももちろん思うんですけど、その指導で、はい分かりましたという生徒さんはなかなかおられないように思います。私自身は、こんなオンラインゲーム云々とかをやるような年代ではないのかなとちょっと寂しくも思いますけど、その指導で理解をしてもらえておるのかどうか、それがちょっと気になります。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 学校の指導の方で気をつけているお子さんもいるかと思いますが、これはすぐに解決できるという問題ではございませんので、やはり保護者にもお話をし、子どもにお話をしながら、やはり改善に向かって取り組を進めているということでございます。

○**阪東議長** 木村議員。

○**木村議員** その点はなかなか見える部分ではないので、かなりプライベートな部分、プライベートな時間帯での行動だと思いますので、一番近いのは親、

その次に先生になるかと思うんですけど、親御さんに重々見張ってもらおうと言うたらあれなんですけど、何とかそんな依存症になるようなことにならないようにひとつよろしく願いしておきたいと思います。

それでは、次、3番目の南部工業団地の方に移らせていただきたいと思います。この質問も何度かやらせてもらっておりますが、まず一番最初に、通告には載せなかったんですけど、今現在の進捗状況、あるいは今年度で結構ですから、多分、僕の記憶でいくと、昨年度の令和元年のときに質問したときには、何か7カ所か8カ所かの問合せがあるようなことを聞いておったように思うんですけど、今年度は、コロナ禍の中でどうだったんでしょうか。

お答え願えればと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 通告書の中にはちょっと過去のことをお聞きいただいているんですが、平成28年と29年のことについてのお問合せをお聞きしておりました。現在におきましては、公募を11月2日からしてはおりますが、数件の問合せはございます。その中でも、ちょっと提出書類についての詳しい問合せも1社ございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 申し訳ない、通告はしていないんですけど、コロナ禍の今年度で数社と言われましたけど、過去にも戻ってでもいいんですけど、甲良町へ来ていただいて、現地を見はってというのが多いのか、あるいは話だけ、ホームページか何かを見て話だけの企業が多いのか、僕は現地に来ていろいろ見ていただいた方が真実味があるという意味でうれしいんですけど、そういう現地に来てというのは、過去をプラスして計算してでもいいんですけど、どれくらいの会社があったのかなと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今の感じだと、ほとんどの会社の方は電話だけということはありません。今、申しました数社というのは、全て現場は見ていただいております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そうしましたら、1番の質問に移らせていただきたいと思います。

9月議会で、工業団地の有効活用を求めて決議をしましたし、私も賛成をしました。そのときに、やっぱり決議文の中で西明寺さんの一文が上っておりますので、そこのところはちょっと私も引っかかりながら、やっぱり町としては前へ進めていってもらわなあかんという意味での決議に賛成した部分があったかと思います。その後、西明寺さんとの話合いというのはされた

のかどうか、お教え願えますか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 西明寺の住職さんには、公募を行うことにつきましてはお話をさせていただいております。しかし、代理弁護士さんを通じてでございますので、ご意見はいただいております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 私も西明寺の今の中野住職と何回か話合い、その都度、その都度の中身は別にして話合いをさせていただいたことがあるんですけど、常に弁護士さんがおられるんですよ。だから、今、課長が言われたように、弁護士さんを挟んでの話合いやから、本当の中野住職の心の中は探ることができないんだろうなと私自身も思いましたので、なぜかなと疑問を持っていますけど、本当に弁護士さん、弁護士さんとされる住職ということだと思います。

そうしましたら、次2番に移るんですけど、先日も、また看板を、ごみ処理場建設反対やったかな、それと企業誘致反対という文言が並んでおります。ごみ処理場はもうなくなっちゃって、99.9%ぐらいが西清崎というところで出来上がるんだろうなと思っているのに、いまだにその看板があるという意味で、そのことに関して撤去をしていただけるというような様子が伺えたらどうかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 現在、住職さんにはご意見などは伺っておりません。以前、答弁させていただいたとおり、町長の方からは一度しております。今現在も当然何もございますが、代理人弁護士さんについても意見まではお聞きしていません。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ちょっとほんまに困ったものですけど、その件は、また町長にと話が出ましたので、突っ込んだ話合いができることを祈って、要望をして、この質問を終わりたいと思います。

次に、3番なんですけど、これはずっと思っている私の胸の内でもあるんですけど、この西が丘の山林の開発を西明寺の住職が、今言いましたように反対看板を上げているということの一つ取っても反対をされているということ、それと、私の地元、池寺区で先ほど言いましたごみ処理場を持ってくる話が、どうやろう池寺にはという話をしたときに、池寺にはため池が幾つかございます。その中に、また以前も発表があって、皆さん覚えておられる部分があるかと思うんですけど、オグラヌマ貝という珍しい貝が出てきたということとか、あるいはまた、別のため池には珍しい魚がおるんだとかいうような話があったんですけど、そのときに自然破壊とか環境破壊をし

たらあかんの違うかいうことを言われとったのを覚えています。

でも、あそこら辺一帯で、一番に僕が思う環境破壊をされたのは西明寺なんです。西明寺の住職なんですね。西明寺じゃない、西明寺は立派なんです、住職なんです。いわゆる携帯のアンテナを山の上に立てられたのが、一番最初の僕としては環境破壊だと思っております。西明寺の山の敷地内にもっと別の産廃業者の会社に土地も貸しておられるというようなことをしておきながら、何で自然破壊がどうのこうの、環境破壊がどうのこうのと言えるのかが、疑いの目で僕はずっと見ております。そのことは池寺の会議でも言ったことがあります。それをどのように言われたかどうかを聞いてもらえたかどうかが問題なんですけど、3番目の質問です。よろしくどうぞ。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 平成28年頃と伺っております。西明寺さんの個人としての見解であるようですが、当時は伺っているということは聞いております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ごめん、ちょっと今、理解ができなかったけど、どういうことですか。28年頃に。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 28年に西明寺さんから、個人の見解、今のアンテナの件ですか、その経緯であるとか、そういうようなことは伺っているというふうに聞いております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 その当時のいわゆる担当課の誰かさんが聞いてはるということを今、北坂課長は言ってくださったんかなと思うんですけど、そのとおりでよろしいか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 そうです。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 池寺においては、アンテナを立てたのは何ですか、あれが一番の自然破壊と違いますのかというて僕は質問しました。そのときに言われた答えが、あれはいわゆる神戸の震災のときに、携帯電話が繋がらなかったという意味において、なぜか知らないですけど、アンテナを立てはるにあたって、パーキングエリアとかいうところをポイントポイントに立てはるのが、いわゆる携帯の業者らしいので、その話を西明寺に持ってこられたから立てられたんだと思うんですけど、もしも自然破壊が嫌ならば、環境破壊が嫌ならば、どこにでもアンテナを立てる、いわゆる個人の土地は耕作放棄地みたいな土地がようけあるのに、西明寺さんがアンテナを立てられたという

行為をもって、これをしておられて、なぜ環境破壊とか自然破壊とか言われるのかごっつい疑問でございます。そんなことを聞いておいてほしいなと思ったんですけど、今の課長の答弁においては明解ではなかったなと思いますけど。今後、チャンスがあるならば、先ほどの話じゃないですけど、すぐに弁護士、弁護士、弁護士と言われるもので、弁護士挟んでは住職の心の内は分からないと思いますので、何かチャンスがあったら、ちょっと聞いておいてほしいなと思います。

それと、次、4番。進入路に問題があると思うんですけど、道幅は忘れましたが、あそこには町の道が擦違いできるような道だとは思いますが、大型が、あります。でも、それだけではぎりぎりで、歩道なんかはもしも要するようなことやったら、造れないという意味での、西明寺の方に土地を、いわゆる譲っていただけたら立派な道がつくんじゃないかというようなことで考えておられると思うんですけど、池寺の墓地公園の横に道があります。それを利用するということが考えられるんじゃないかということを思っておりますし、ごみ処理場が、応募するときにはいろいろと聞きましたときに、あるときには進入路と出口とは道を分けるというような行政組合の担当の建設室の室長が言われておりましたけど、道は付けようと思えば、今、現存の道を利用して付けることはできるんですけど、今言う4番の進入路が池寺にもあるんですけど、ちょっとその改良をすればいいと思うんですけど、見解を求めておきたいと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 進入路につきましては、現在、307号からの設計をいたしております。通り抜けなどを考えますと、池寺墓地公園付近の抜け道として利用は検討していいのかもしれませんが、現在は307号からの出入りで進めてまいりたいと思っております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 そこに僕ちょっと、上から目線というても構わんと思うんですけど、上から目線でお話しされる住職の姿が目映るんですけど、あそこさえ、その進入路さえ道が解決するならば、あまり西明寺さんの気を遣わずに済むんじゃないかという意味での、この4番の質問なんですけど、あくまでも307号のところの道は、やっぱり利用したいと思われるような答弁だったんですが、再度聞きます。別の道でもいいんじゃないかと思うんですけど。以前、町長にも多分このことに関してコメントをちょっともらったような気がするんですけど、もう一度、再度見解を求めたいと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今現在、言えますのは、307号ということだけです。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 もうちょっと考え方を柔軟にやってもらえればありがたいなと思います。

それから、次に5番です。以前、内部プロジェクトチームあるいは外部選定委員会を立ち上げるというような話がございましたが、今現在はどのようにしておりますかな。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 現在は公募を行っておりますので、申請などございましたら、また開催をする予定をいたしております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 公募待ちの、いわゆる委員会なりプロジェクトチームの話し合いということなんですけど、公募がないと開かないというふうに聞こえましたけど、そういうことですか。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 公募は、現在しております。申請がありましたらということでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。次に、6番目に移ります。

ちょっと最初に課長がおっしゃいましたけど、28、9年のときに、うわさの話であったんですけど、あの南部工業団地の部分、湖東定住自立圏協定の1市4町でくくってもええかと思うんですけど、近場の会社数社から問合せがあったとちょっと聞いておりましたけれど、今まとめてでも結構ですけど、現地に来られていろんな話をされた後、なかなか実らないという部分に何の原因があるのかが分かれば教えていただきたいということでございます。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今、申された公募前の3社の問合せが、平成28年にはありまして、公募終了後にも29年度は1社の問合せはありました。最終的には28年、公募のときには申請がなかったということでございます。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 分かりました。そしたら、この項目の最後です。今のよう何社か現地に來てくださって見学していただいたというようなことで思っておりますが、これは僕の意見なんですけど、なかなかいい話がないのならば、以前に、これは多分、同じ27、8年にもらった甲良町産業用地創出に係る土地利用計画概要版という冊子が頂いている中に、もちろん価格というのは無償で提供しますと書いています。いろんな企業誘致予定地の紹介という部分で、沢山の項目に分かれて、優遇措置とか書いております。土地はもう無償

だとも書いておるんですけど、そうじゃなくて僕の思いは、一定の条件付ということを通告書に載せましたけど、もちろん条件がなければもう駄目なんですけど、今まで問合せがあった云々の企業は、どういうふうにして来られて、見て帰られたというのはちょっと分からないんですけど、僕の思いは、無償で提供しますというふうに、条件付なんやけど広く手を広げたら、また別の意味で何社か興味を示されるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。僕の言っている意味が、分かってもらえるかな。分からなかったら、もう1回言うけど。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 要は、紹介の中間業者、窓口を通して渡せというご意見かとは思いますが、現在、随時の募集を行っております。全体を譲る条件として、現在このように行っておりますので、窓口業務委譲というのは今のところ考えていない。公募からして、申請をいただくという方向で今は思っております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 もう時間が来ましたが、要は今までどおりのやり方だったら、まだまだ先、いい見通しがつかないように思います。ですから、ちょっとやり方があれなんですけど、こんな土地がありますよ、9万坪弱の土地がありますよ、無償でいいですよ、欲しい方は条件付ですけど応募してくださいというように、広くやられた方がいいと思います。その見解を最後に求めておきたいと思います。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 今現在も無償で行っておりますので、そのように公募をしていると思っております。

○阪東議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと今の答弁と私の質問とが合っていないんじゃないかなと思うんですけど、僕が言うのは、無償というのは分かっているんですけど、もっと門戸を広げて、こんな土地がありますさかいに開発しにきてくださいみたいなタッチで、公募をされておる条件がどういうものであるかというのがちょっと分からないので、今のこの跡地利用開発の概要版の中に書かれてあるとおりのことも、公募の条件で出しておられるのかどうかちょっと分からないので申し訳ないけど、これもちょっと4、5年経っている話やからね。もっと広げて自由に、簡単に言うたら誰でも、例えば西明寺さんはちょっと、宗教法人がどうのこうのと言われたら問題があるけど、西明寺さんが誰かを紹介して、こんな9万坪弱の土地があるけど、ここ開発してみんかみたいな話を持って行かれたら、もっと門戸が広がって、応募の業者が増える

んじゃないかという単純なお話でございます。それを祈って、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○**阪東議長** 木村議員の一般質問が終わりました。

次に、2番、岡田議員の一般質問を許します。

2番、岡田議員。

○**岡田議員** それでは、一般質問を始めたいと思います。2番、岡田隆行です。

議長のお許しが出たので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

後を絶たない児童虐待問題への対応を強化するため、親権者などによる体罰を禁止する改正児童虐待防止法と児童相談所、児相の体制整備を定めた改正児童福祉法が今年4月から一部を除き施行されました。近年、千葉県野田市の女兒の死亡事件や東京都目黒区で5歳女兒の虐待死事件など、事態の深刻さが浮き彫りになっています。ある新聞には、虐待の疑いで警察が児相に通告した子どもは、昨年1年間で9万8,222人に上り、最多を更新したそうです。警察が摘発した児童虐待事件も1,972件で過去最多、生命の危険があるなどとして警察が緊急保護した子どもも5,553人、前年比982人増と、統計開始の12年以降、増え続けている。子どもへの体罰禁止の取組が世界中で広がっている中、日本でも体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としている。まず初めに、この改正児童虐待防止法とはどのようなものかお答えください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 今、議員が言われたように、今年4月1日に児童防止虐待法が改正されております。特に14条で子どものしつけに際して、体罰を加えることの禁止が明記されたことが大きな改正点であります。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** ご回答ありがとうございます。法改正のポイントは、親がしつけに際して体罰を加えることを禁止する、先ほど言われたことです。民法の懲戒権は施行後2年をめどに見直しを検討する。児童相談所の一時保護と保護者支援の担当を分ける。児相には、医師と保健師を配置する。学校や教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す。都道府県などは親への再発防止の指導を行うよう努める。家族が引っ越しした場合に、児相間で速やかに情報を共有することがポイントだそうです。

日本はいまだ体罰を容認する意識が根強い。公共社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが17年に大人2万人を対象にした意識調査では、しつけのために体罰を容認する人が6割にも上るそうです。一方、世界では既に54カ国が体罰を法律で禁止しているのが実態です。ようやく日本でも完全な法改正とまではいけないが、児童虐待防止に向けて一歩進んだなと私は思

います。

次に、児童虐待防止推進月間での本町の取組とは、どのようなものがあるかお答えください。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 厚労省のキャッチフレーズで、体罰等によらない子育てを広めるため、広報11月号に掲載し、東西保育センターの保護者や民生委員の方々にもリーフレットの配布など啓発を行っております。同時に、町内機関にポスターの掲示と啓発チラシ、ポケットティッシュの配布を依頼し、児童虐待防止に向け、周知啓発を図っております。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答の方、ありがとうございます。月間でそのようなことをされているのを私はあまり知らないことも多かったので、いろいろ聞かせていただき、ありがとうございます。

次に、オレンジリボン運動についてお伺いいたします。オレンジリボン運動の起源は、2004年、栃木県小山市で3歳と4歳になる2人のかわいらしい兄弟が、何度も何度も父親の友人から暴行を受けていました。その顔を見たコンビニの店長さんが警察に通報したのですが、いったんは保護されながら、周囲の諸機関が適切な措置を取らなかったために、9月11日、ガソリンスタンドで再び暴行を受け、車の中でもさんざん暴行を受け、息も絶え絶えの状態で橋の上から川に投げ込まれて幼い命を奪われるという痛ましい事件が起きました。この事件をきっかけに、オレンジリボン運動が始まるのですが、このオレンジリボン運動とはどのようなものかお答えください。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 オレンジリボン運動とは、子どもと子育てに優しい、児童虐待のない社会の実現をめざす市民運動です。多くの方がこの問題に関心を持ち、市民ネットワークにより、虐待のない社会を築くことをめざしているものでございます。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほどの話の続きではありますが、2005年に栃木県小山市のカンガルーOYAMAという団体が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いを込めて、子ども虐待防止をめざしてオレンジリボン運動が始まったそうです。こういった子どもが虐待を受け、近年、命を失ってしまうという事件が年間60万近く起きているそうです。それだけではありません。虐待を受け、苦しんでいる子どもたちがどんどん増え続けています。そして、その苦しみのあまりに自らの命を絶ってしまう子すらいます。

オレンジリボン運動は、子どもの虐待の防止の直接的、具体的な運動では

ないそうですが、子ども虐待のない社会をめざす皆さんのお気持ちを1つにして、国や自治体、企業などに様々な取組をするように、児童虐待防止全国ネットワークの団体が、オレンジリボン運動の総合窓口になっているそうです。私も何ができるか分かりませんが、一人一人ができることをしていくことが、啓発にもつながっていくと思うので、心がけていきたいと思います。そこで、本町としての課題や取組をお聞かせください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 児童虐待の疑いを発見した関係者の中には、通告先が知られるのを嫌がったりだとか、保護者との関係性が悪くなるかもだとか、私たちは何も知らなかったことにしてほしいなどというような様々な声があります。このような言動から通報や通告が遅れることによって、その分、支援の開始も遅れるケースがあります。子どもを守るために、児童の最善の利益を守るため、法律に基づいて対応することを関係機関に周知していくことが必要だと考えております。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 丁寧な回答ありがとうございます。私も本当にそのように思います。

次に、本町における児童虐待と思われるケースは何件あるのか。また、ケースごとの取組はどのようなものがあるのかをお聞かせください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 11月末現在、本町で管理し支援を行っているのは、身体的虐待が4件、心理的虐待が12件、ネグレクトが10件、性的虐待が1件、要支援6件の合計33件です。この33件のケースにつきましては、児童を取り巻く環境の変化があれば、その都度、ケース会議を行い、支援が途切れないよう継続して支援に当たっております。また、変化が見られなくても、3カ月に1回、関係機関の実務者により、全体の支援、確認を行っているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** ご回答ありがとうございます。予想以上に児童虐待と思われるケースがあるということに、正直驚きを隠せずショックを受けましたが、前向きに捉えると、町としても児童虐待と思われる件数をごまかすことなく、真正面から取り組んでこられて、尽力されているというのがよく分かりました。特に今、町長もよく言われている家庭支援事業が、やはり私も前から提案をさせてもらってるんですけど、やっぱり今まで以上に機能して、少しずつではありますが、改善されてきていることに、個人的には感謝したいと思います。

この質問の最後になりますが、どうすれば児童虐待が防げるのか、よければお聞かせください。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 児童虐待を防ぐことというのは、非常に困難であると考えております。本町では保健福祉課の定期健診や子育て支援センターの事業である、こんにちは赤ちゃん訪問を通じて虐待防止の啓発を行うと同時に、育児やしつけ、発達など子育てに関する様々な相談を受け、早期から支援が開始できるように心がけております。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 私もどうすれば児童虐待が防げるのかという問題は、正直これが正しいというものもないし、すぐになくなるわけでもありませんが、西南学院大学の安部計彦教授によると、児童虐待に関する児童相談所の対応件数は、先ほど言ったように毎年、過去最多を更新していて、相談対応件数というのが2008年度からの年間4万件から、10年ほどで約13万件と3倍にも増えているそうです。要因としては、社会全体の養育力が弱くなっている面が考えられるということです。そして、先ほど話にも上がっていたんですけど、ひとり親の増加や3世代同居の減少、隣近所との付き合いの希薄化などの傾向は、やはりこの虐待の増加と関係するそうです。そしてこのコロナ禍の影響も非常に大きいと思います。コロナへの不安やストレス、親の収入減などの要素が加わると、虐待やDVのリスクは高まっているそうです。体罰禁止はもちろんのことですが、関係機関の連携が重要になってくると思います。

本町においては、今までどうしても行政の縦割りの対応で連携が取れずにいたが、ようやく家庭支援事業を通じて、体制強化や相互連携ができつつあると感じています。保護者への対応としては、ひとり親家庭への支援の充実や困ったときに助けを求められない人がすごく多くなっているのも、声かけや助け合い、そういう社会の雰囲気をつくっていかないと、虐待はますます見過ごしてしまいます。さらに、きちんと子育てできない親が非難されるなど、助けなかった側の責任は問われない社会構造は深刻な問題だと思います。

私はこれまでの一般質問でも、度々、町民に寄り添う施策を何度も提言してきました。全国の市町村で成功している事例を挙げ、紹介もさせていただきましたが、それらに共通している成功施策は、どこまでも町民に寄り添うというのが大前提です。困った人がいれば、声をかけてあげる、手助けする、当たり前のことが当たり前のようになくなってきているのが現状ですが、本町においては、少なくともこうした取組ができる職員や議員が増えてほし

いと思います。そして、地域住民全体で子どもたちを虐待から守れるように、見守り活動ができることを心から願って、この質問を終えたいと思います。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。病気や障害、精神的な問題を抱える家族を介護している18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの支援の在り方が問われています。年齢や成長の度合いに見合わない過重負担によって、心身が疲弊し、学業や進路に影響するケースもあるそうです。そこで今回、このヤングケアラーとはどのようなものかお答えください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** ヤングケアラーとは、介護が必要な祖父母や障害や病気、精神疾患のある保護者、また年下の兄弟の世話など、家族の介護を担う18歳未満の子どものことです。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 話はダブりますが、本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子どもを差すそうです。核家族化や高齢化、共働き、ひとり親家庭の増加といった家族構成の変化により、子どもがケアの担い手にならざるを得ない状況が背景にあると思います。日本ケアラー連盟は、具体例として、家族に代わり幼い兄弟の世話をしているなどの10類型を示しています。そこで、本町におけるヤングケアラーへの認知度についてお答えください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 厚生労働省は、全国の教育現場を対象にした初の実態調査を12月に行う方針を出されております。今後、本町においても認知度が高まるであろうと思っております。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 先ほども教育次長が言われたように、まだまだ国としても実態把握ができていない現状で、ようやく厚労省が、先ほど言われたように初の実態調査を行うので、これから認知されていくのではと思います。

次に、ヤングケアラーの把握や支援の状況についてお聞かせください。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 本町では、要対協の調整機関である子育て支援センターにおいて、不自然な遅刻や欠席の多い児童について、家庭支援の取組として定期的に学校、園への聞き取りを行い、支援の必要な児童を早期に把握できるように努めております。また、支援の必要な家庭については、家族構成や家族の状況も把握し、必要なサービスにつなげるなどの支援を行っているところでございます。

○**阪東議長** 岡田議員。

○岡田議員 ご回答の方、ありがとうございます。ヤングケアラーを支援する上では、行政、学校などの関係機関の理解が欠かせないと思います。とはいえ、各自治体が虐待児などを支援するために設置している、先ほど言われた要対協を対象にした厚労省の１９年度の調査研究事業の報告書によれば、ヤングケアラーの概念を認知していないのは、１８年度のときは７０％を超えたそうですが、平成１９年度においては２５％だそうです。大分、認知の方は進んできたとは思いますが。

関東学院大学の青木由美恵教授は、ヤングケアラーに関する情報の普及啓発に力を注いでいるそうです。教育や医療、介護現場の大人たちがヤングケアラーに気づける目を持つことが重要だと思います。長期・定期的には、健康教育や認知症予防により、介護が必要となる状態を予防することで、将来のヤングケアラーを減らせると強調されています。これについては、今、町長の方の施策で認知症予防、健康予防を言われていますが、これがやっぱりヤングケアラーのそういう状況を減らせるということにつながるので、やっぱり健康を支援することによって、そういった環境も減らせるというので、二重に取組の成果が出てくると思うので、これを一層強化していただいて、補助金の方などもつけていただきたいと思います。

次に、ＳＯＳに気づく体制が必要だと思いますが、本町の具体策や検討はありますか。

○阪東議長 教育次長。

○福原教育次長 学校や園において、子どもの日頃の様子や保護者との関わりの中でＳＯＳに気づいたときは、子育てセンターや保健福祉課など関係機関と連携を図り、実態の把握、目標設定、役割分担を行い、必要な支援へとつなげていきたいと考えております。

○阪東議長 岡田議員。

○岡田議員 問われる支援の在り方については、学業や進路に支障を来す場合もあり、先ほど言われた、やっぱり学校や地域も連携して早期に子どものＳＯＳに気づく仕組みがやはり一番大事なかなと思います。その点では今、教育次長が言われたように、すぐに気づける環境というか、そういう体制を徐々に整えつつあるということで期待できるなと思っております。早期に子どものＳＯＳに気づく仕組みづくりが求められていることで、孤立しがちで表面化しないことから、なかなか気づいてあげられないのが現状です。

具体策としては、埼玉県ではヤングケアラーも含めたケアラーを支援する全国初の条例が今年３月に制定され、県内の実態調査を進めているそうです。また、国に先行して、民間ではヤングケアラー支援の取組が始まっているそうです。横浜ヤングケアラーヘルプネットは、毎月１回、横浜市内で、家族

を介護する若い世代が日頃の思いや介護情報などを語り合う場を設けているそうです。本町においても、まずは実態を把握して適切な支援を行い、学業や進学、就職に影響が出ないように、対応していただくことを強く望み、この質問を終えたいと思います。

それでは、最後の質問になります。地球環境問題や政府債務など、世代間の利害がぶつかる課題は多いと思います。そうした中で、将来世代の視点から政策を考えるフューチャーデザインの手法が注目を集めているそうです。持続可能な自然と人間社会を引き継ぐために、どのような社会制度をデザインすべきかというテーマを追求する研究と実践だそうです。提唱者は高知工科大学、フューチャーデザイン研究所長の西條辰義教授ですが、このフューチャーデザインとはどのようなものですか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 先ほど議員が申されたんですが、今後の持続可能な社会と自然環境を将来世代に引き継ぐには、将来世代になり切って、どのような社会の仕組みを設計すればいいのかというテーマを追求していく、これがフューチャーデザインです。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 回答の方、ありがとうございます。未来の世代の利益をどう代弁するのかという研究、実践が広がっているそうですが、現代社会を支えているのは、経済の市場と政治の民主制という仕組みですが、しかし、この両者は将来世代の視点を欠いているそうです。その結果、政務債務の膨張や気候変動の激化、生物多様性の危機など、解決に幾世代もの時間を要する多くの問題点が起きていると思います。持続可能な社会と自然環境を将来世代に引き継ぐには、どのような社会の仕組みを設計すればいいのかというテーマを追求するのがフューチャーデザイン、市場と民主制を補完する新しい技術だそうです。

そこで、このフューチャーデザインの手法を、本町も取り入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○**阪東議長** 企画監理課長。

○**北坂企画監理課長** 目先の実益にのみにとらわれず、将来の自分に利益になることを考えてもらうこと、これは有益であるのではないかと思います。企画監理課として、今現在、総合計画、総合戦略を計画しておりますが、取り入れることには間に合いませんので、今後、どのような採用になるのかということが現在では分かってないのかなと思っております。

○**阪東議長** 岡田議員。

○**岡田議員** 政治的意思決定の場に、将来世代を代表するグループを意識的に

設けて、意思決定の過程を記録して残すことの重要性を示唆しているんですけれども、自治体で特に今、岩手県の矢巾町というところが、盛岡市の南に接する人口約2万7,000人のベッドタウンだそうです。自然豊かな田園都市で、この数年間、フューチャーデザインの手法を使った住民参加による討議が実施され、各地から注目を集めているそうです。これまでに2種類の討議を行ったそうで、2015年度は、2060年矢巾ビジョン、16年度は、公共施設及び町営住宅の2060年プランの設計がテーマでされたそうです。住民がワークショップに参加し、政策案を作成したそうです。15年度は将来世代になり切るグループと、現世代の立場から考えるグループに分かれて議論して、16年度はその参加者に、両グループの役割を経験してもらったそうです。その結果、興味深い結果が得られたそうです。

例えば、現世代グループは、老人介護施設が不足、子どもの遊び場がないなど、今、直面している問題を将来の課題とする傾向があるそうです。一方、将来世代グループからは、負担増の懸念とともに、町営住宅を建て替える際は住民が交流できる施設など、現状にとらわれない独創的なアイデアが出されたそうです。やはり、両世代による交渉の結果、最終案には将来世代による提案も多く採用されたそうです。運営に協力した大阪大学大学院の原准教授は、現世代と将来世代の思考パターンは異なっており、世代間の意見の違いや対立が最初は見られましたが、討議の中で現世代にも将来世代の視点の気づきが生まれたと分析しているそうです。

そしてもう1つ、岩手県の矢巾町と並び、早くからフューチャーデザインの手法を取り入れているのが、大阪府の吹田市だそうです。大阪大学の研究者と連携して、環境や再生エネルギーに関するワークショップを実施したのをはじめ、現在は水道事業の新しい基本計画、仮称ではありますが、新すいすいビジョンの策定を進めているそうです。市の審議会は、現世代と将来世代を代弁するグループの間での討論などを得て、答申をまとめたそうです。担当部は将来世代の視点を持ち、経営課題に取り組みたいと語ったそうです。

自治体の総合計画に、将来世代の視点を導入する試みも始まっています。京都府与謝野町が今春にまとめた第2次総合計画は、2040年の社会を意識して策定されたそうです。中学生、高校生や子育て世代各団体などにより未来会議を開き、延べ約2,000人の町民が参加され、町の将来像を担ったそうです。

こうした取組が自治体で始まっている中、これからはやはり若い人の視点も取り入れながら、今の現世代だけではなくて、若い子をもう少し、行政の職場でもそうですけれども、例えば今行政の中で次の担い手がなかなか今私はいないかなというのが現状なので、そういった会議の方にも積極的に登用

して、意見を言わせることも大事かと思ひますし、大津市の方でも、若い子の意見を取り入れて、この間策定されたことも聞いております。やはり、これからはいかに世代間の人材不足が言われているので、特に中堅世代、30代、40代あたりの人材の空洞化もありますし、そういったことも踏まえて、これからやはり職場の皆さんが成長するためにも、今までどおり、例えば課長会だけでなく、そういったところにも今の若い子も入れてみて、意見を言えるような雰囲気をつくってあげてほしいなと思ひます。そうしたことで、甲良町もやっぱりよくなっていくのではないかと思ひます。我々議員も今はなかなか若い世代というのがいないのが現状ですけども、そうした環境をつくるためにも、やっぱり未来会議であつたりとか、もう若いときからそういうことに参加していただいて、将来の議員になつてもらえる人材づくりというのもしていかななくてはいけないのかなと。私自身もまだまだ若いといつても47歳なので、やっぱりもう30代、20代の子が出てこれるように、自分自身もそういう若い子にもいろいろと話せるような環境づくり、また、そういった経験もできるように頑張つていきたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○阪東議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時50分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明